

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成 30 年 3 月

田尻町

目次

第1部 総論

第1章 計画の目的	1
1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の性格と役割	2
第2章 地域の概況	3
1. 自然環境	3
(1) 位置	3
(2) 気候	3
2. 社会環境	5
(1) 人口及び世帯数	5
(2) 産業	7
3. 都市基盤整備	8
(1) 交通状況	8
(2) 用途地域の状況	9
(3) 将来計画	10

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況	11
1. ごみ処理体系の概要	11
(1) ごみ処理の経緯	11
(2) ごみ処理の流れ	11
(3) ごみの分別区分	12
2. ごみの排出量	13
(1) ごみ排出量の推移	13
(2) 一人一日あたりのごみ排出量	14
3. ごみの減量化・資源化の実績	15
(1) ごみの資源化量の実績	15
(2) ごみの減量化・資源化の施策	16
4. ごみ処理の状況	17
(1) 収集・運搬	17
(2) 中間処理	19
(3) 最終処分	20
(4) ごみの性状	21
(5) 処理・処分の実績	24

5.	ごみ処理に関する組織体制および処理経費	26
	(1) ごみ処理の組織体制	26
	(2) ごみ処理経費	26
6.	大阪府内自治体との比較	27
	(1) ごみ一人一日平均排出量(原単位)	27
	(2) リサイクル率	27
7.	ごみ処理の評価	28
8.	周辺自治体の動向	29
9.	関係法令の動向	31
	(1) 循環型社会形成推進基本計画	31
	(2) 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針	31
	(3) 廃棄物処理施設整備計画	32
	(4) 大阪府ごみ処理広域化計画	32
	(5) 大阪府循環型社会推進計画	32
10.	ごみ処理に関する課題	34
	(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項	34
	(2) 中間処理に関する事項	34
	(3) 最終処分に関する事項	34
第2章	ごみ処理基本計画	35
1.	ごみ処理の基本方針	35
2.	人口及びごみ排出量の予測	36
	(1) 人口及びごみ排出量の予測方法	36
	(2) 人口の予測	36
	(3) ごみ排出量及び処理量の見込み(単純推計)	37
3.	計画の目標	38
	(1) 目標値の設定	38
	(2) ごみ排出量の見込み(目標値)	39
4.	施策の体系	41
5.	主要施策と住民・事業者の取り組み	42
	(1) ごみの排出抑制と資源化	42
	(2) 収集運搬計画	45
	(3) 中間処理計画	46
	(4) 最終処分計画	48
	(5) その他の計画	49

第1部 総論

第1章 計画の目的

1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

本町の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、廃棄物処理法に基づき泉佐野市田尻町清掃施設組合(以下「施設組合」という。)と、本町とともに施設組合を構成する泉佐野市の計画と整合性を図りつつ、本町のごみ処理について、その基本方針を定めたものであり、その位置付けは図1に示すとおりである。

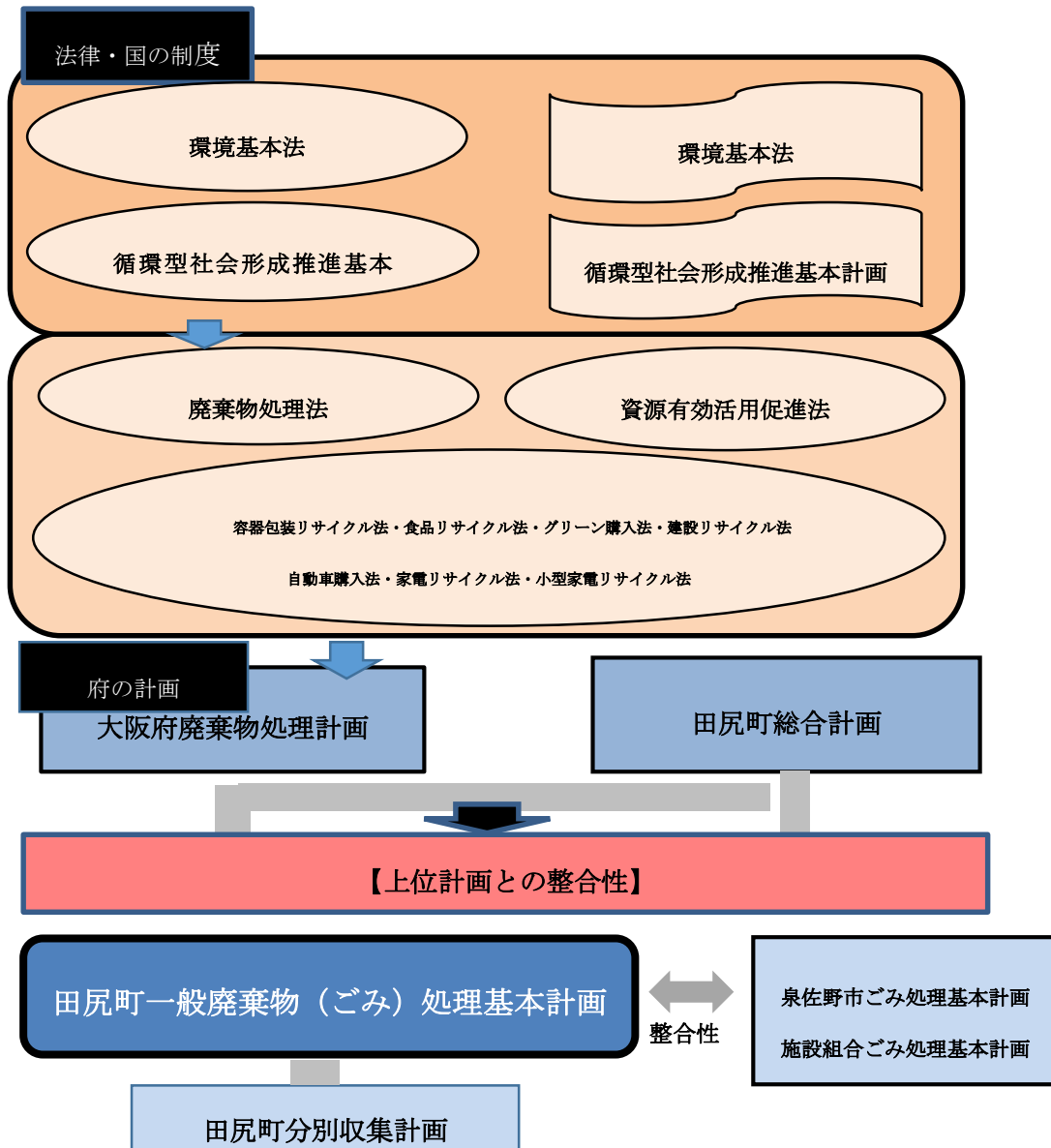


図1 本計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」に定める一般廃棄物処理計画記載事項のうち、「処理施設の整備に関する事項」を修正する必要が生じたため、平成 25 年度に策定した前計画(計画目標年次平成 41 年度)の見直しを行ったものである。併せて、直近までの実績を反映し、ごみ排出量の予測等について修正を行った。

2. 計画の期間

本計画は、計画期間を図 2 に示すとおり初年度を平成 30 年度とし、平成 41 年度までの 12 年間のごみ処理に関する基本方針を示すものとする。

なお、本計画は概ね 5 年後に改定を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も改定を行うものである。

計画対象地域：泉佐野市及び田尻町全域
計画期間：平成 30 年度～平成 41 年度（12 年間）
計画目標年：平成 41 年度

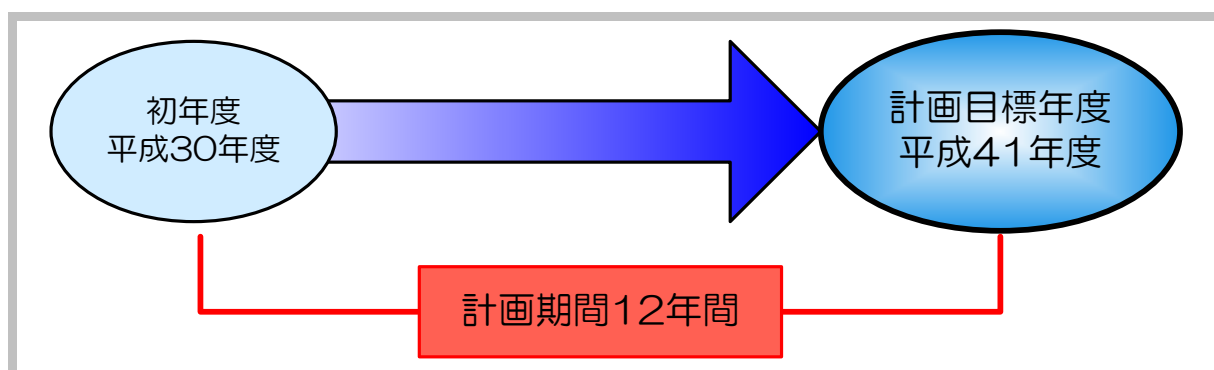


図 2 計画の期間

3. 計画の性格と役割

本計画は、一般廃棄物の適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の長期的・総合的な基本方針を示し、また、今後の一般廃棄物処理行政を執行するためのガイドラインを設定したものである。

本計画に基づき、住民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進するとともに、必要な施設整備の事業推進を図るものとする。

第2章 地域の概況

1. 自然環境

(1) 位置

本町は図3に示すとおり、大阪府南西部、和泉山脈北部に位置し、北東は泉佐野市、南西は泉南市に接し、北西は大阪湾に面している。

面積は本町が5.62km²、泉佐野市が56.51km²、施設組合を構成する本町及び泉佐野市全体（以下「本圏域」という。）62.13km²である。

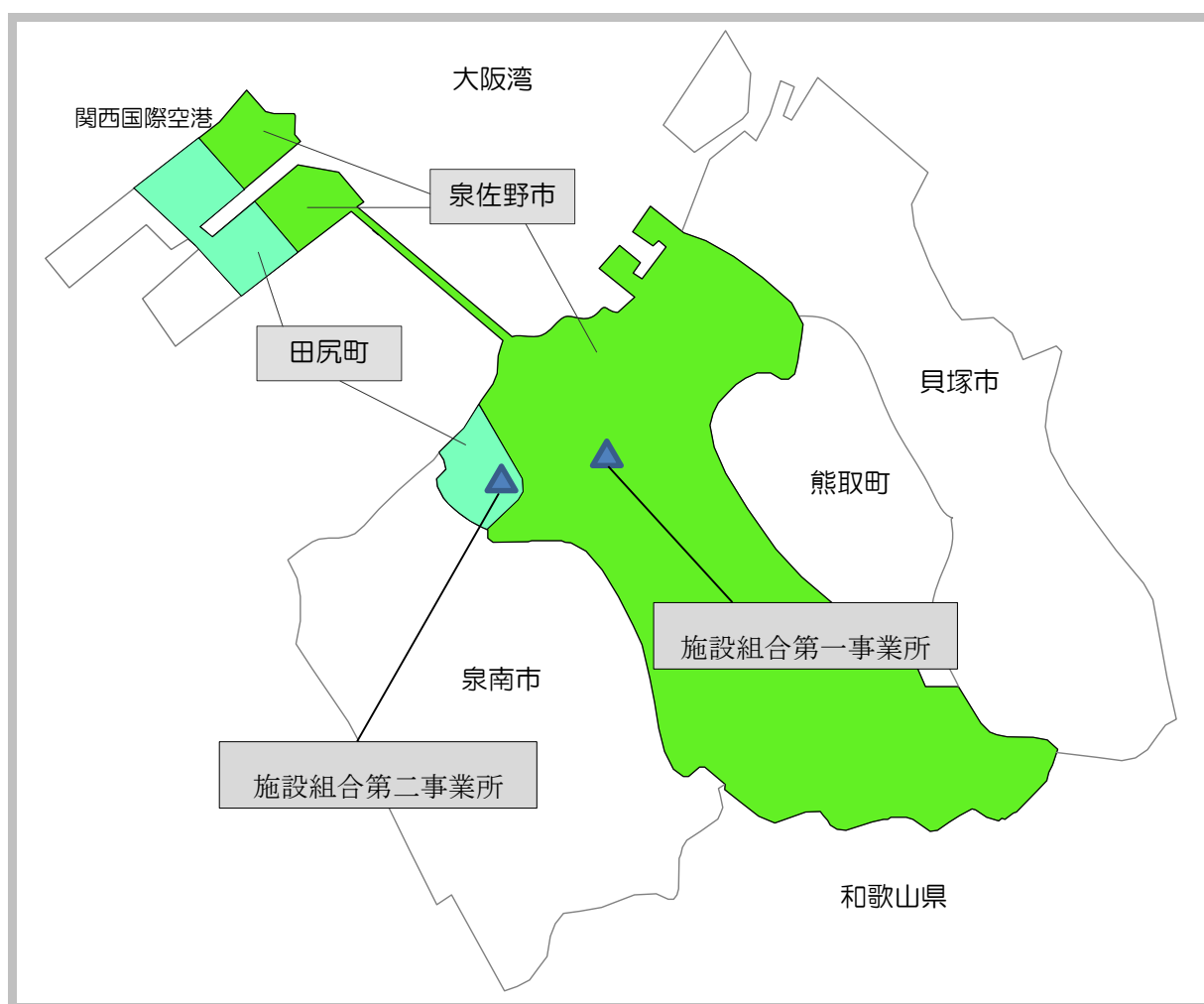


図3 位置図

(2) 気候

本町の気象状況は、表1及び図4に示すとおりである。なお、本町には観測所が設置されていないため近接する熊取町の観測データを使用する。

本町の気候は季節風等の一般風の外、大阪湾・紀伊水道及び後背山地の影響による海陸

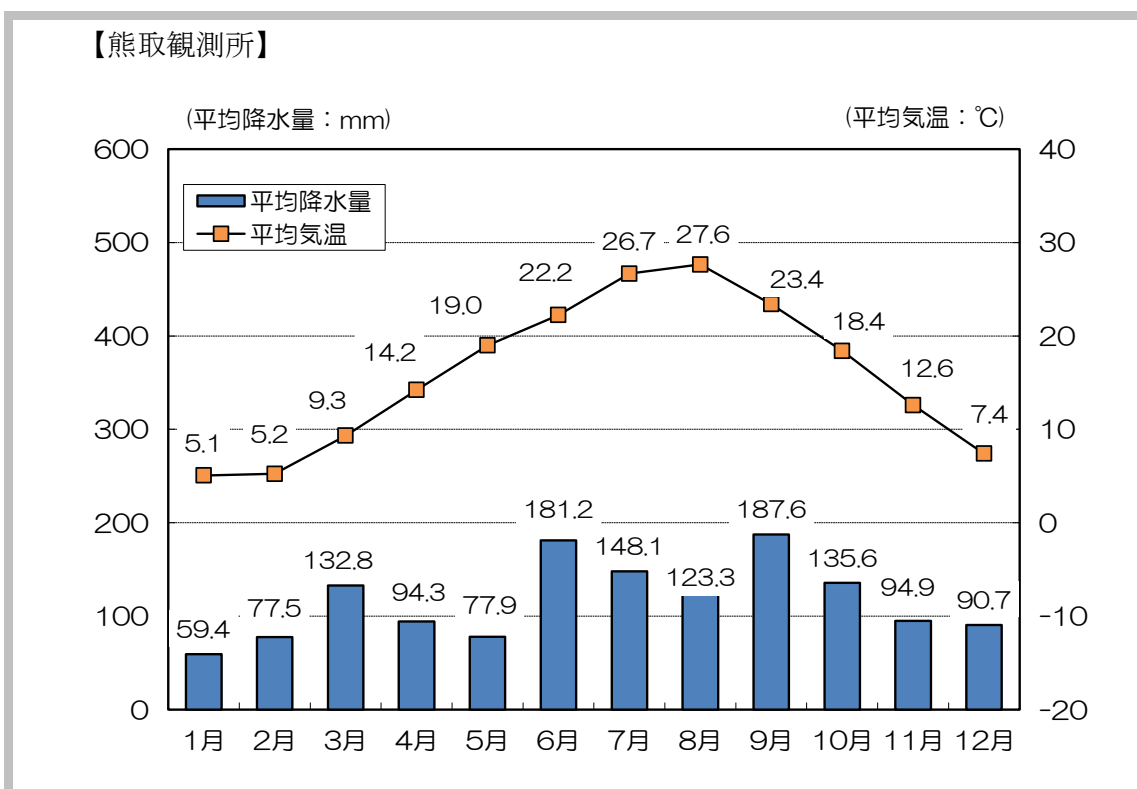
風や山谷風によって特徴づけられている。冬季は季節風の影響により西風成分が卓越し、冬季以外は海陸風の変化による風系を形成している。また、瀬戸内式気候に属し温和・小雨である。平均気温は15～17℃、年間雨量は約1,400mmとなっている。

表 1 気象状況

【熊取観測所】

年	区分	平均気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低			
平成24年		15.4	19.9	11.5	1,373.5	2.3	1,936.7
平成25年		15.9	20.3	11.8	1,380.5	2.4	2,218.7
平成26年		15.6	20.0	11.5	1,398.5	2.3	2,037.6
平成27年		16.1	20.2	12.2	1,402.5	2.2	1,890.1
平成28年		16.6	20.9	12.4	1,461.5	2.2	2,071.0
5カ年平均		15.9	20.3	11.9	1,403.3	2.3	2,030.8

資料：気象庁 HP



資料：気象庁 HP

図 4 月別降水量及び月平均気温（平成 24 年～平成 28 年）

2. 社会環境

(1) 人口及び世帯数

①人口及び世帯数の推移

本町の人口及び世帯数の推移は、表2及び図5に示すとおりである。

本町の人口推移は、平成20年度の8,194人と比べ、平成28年度では8,528人と増加傾向にある。

また世帯数は、平成20年度の3,437世帯と比べ、平成28年度では3,977世帯と増加傾向であるが、1世帯当たりの人口は、平成20年度の2.38人から平成28年には2.14人に減少している。また、単身世帯が増加している傾向がある。

表2 人口及び世帯数の実績（田尻町）

区分 年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
H20	8,194	3,437	2.38
H21	8,221	3,480	2.36
H22	8,291	3,557	2.33
H23	8,299	3,606	2.30
H24	8,422	3,781	2.23
H25	8,401	3,786	2.22
H26	8,400	3,832	2.19
H27	8,356	3,814	2.19
H28	8,528	3,977	2.14

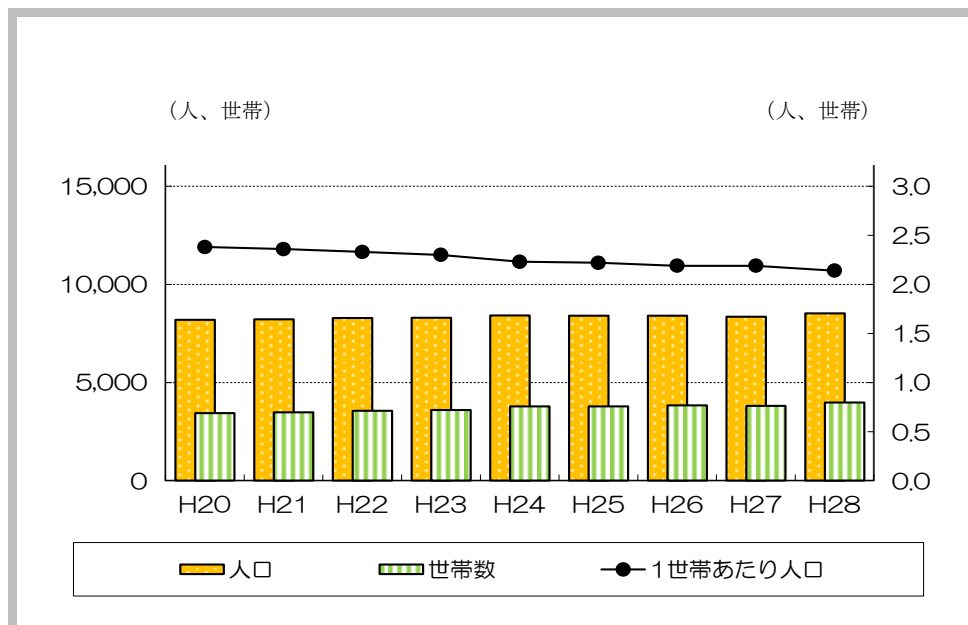
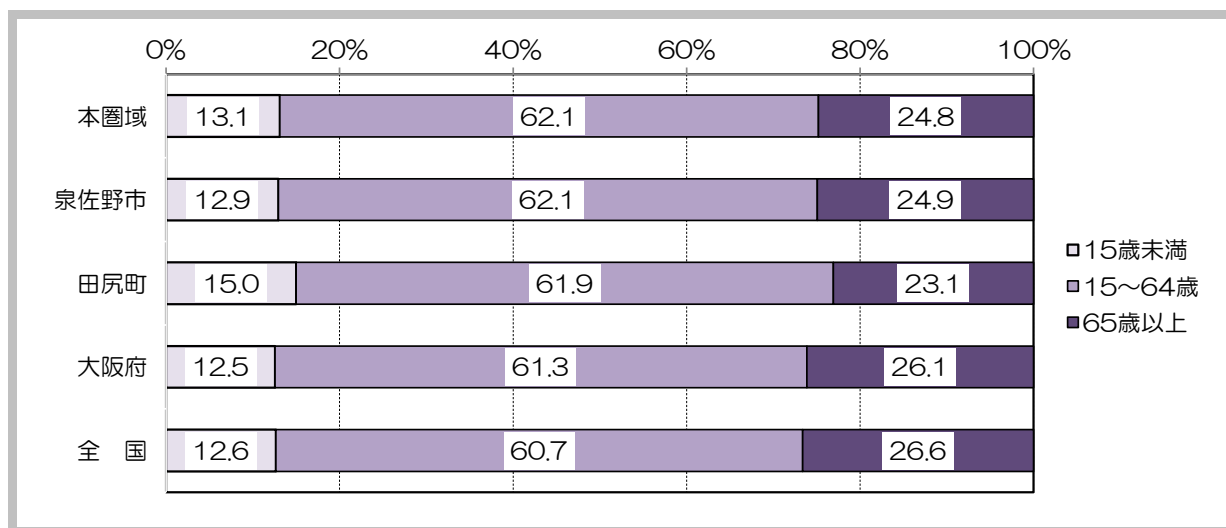


図5 人口及び世帯数の推移

②人口分布

本圏域・構成市町・大阪府・全国の年齢別人口分布は図6に示すとおりである。

本町は泉佐野市や大阪府、全国と比べて15歳未満の人口が15.0%と多く、65歳以上の人口が23.1%と少ない。



資料：平成27年国勢調査

図6 年齢別人口分布

(2) 産業

本町における産業大分類別就業者数は表3及び図7に示すとおりである。

就業者数の推移は、増加傾向にある。

産業大分類別就業者数については、平成22年から平成27年にかけて、第一次産業及び第二次産業は減少し、第三次産業は増加している。

表3 産業大分類別就業者数の内訳

産業別		平成22年		平成27年	
		人	(割合)	人	(割合)
総数		3,067	100.0%	3,438	100.0%
第一次産業	農 業	53	1.7%	53	1.5%
	林 業	-	-	-	-
	漁 業	18	0.6%	7	0.2%
	計	71	2.3%	60	1.8%
第二次産業	鉱 業	-	-	-	-
	建 設 業	171	5.6%	136	4.0%
	製 造 業	337	11.0%	335	9.7%
	計	508	16.6%	471	13.7%
第三次産業	卸 売 小 売 業	493	16.1%	440	12.8%
	金 融 保 険 業	44	1.4%	37	1.1%
	不 動 産 業	41	1.3%	42	1.2%
	運 輸 通 信 業	354	11.5%	358	10.4%
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	11	0.4%	4	0.1%
	サ ー ビ ス 業	911	29.7%	943	27.4%
	公 務	430	14.0%	808	23.5%
	計	2,284	74.5%	2,632	76.6%
分類不能の産業		204	6.7%	275	8.0%

資料：平成22年、27年国勢調査

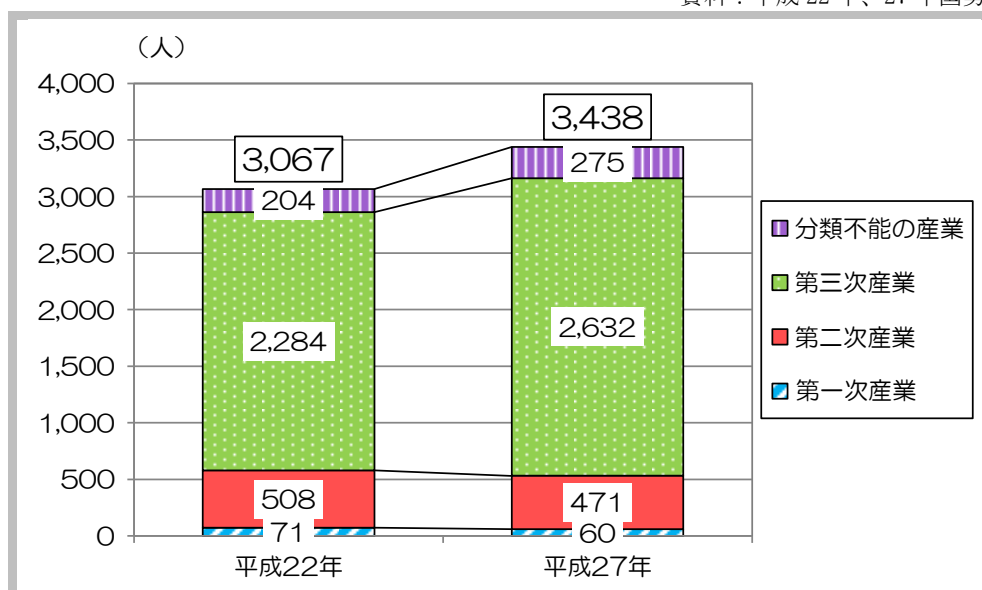


図7 産業大分類別就業者数の割合

3. 都市基盤整備

(1) 交通状況

本圏域は、関西国際空港を地域内に擁し、南海本線、国道 26 号、主要地方道 63 号が本町を横断し、大阪府の中心部から阪神高速 4 号湾岸線を利用することにより、約 40 分の時間距離にある。

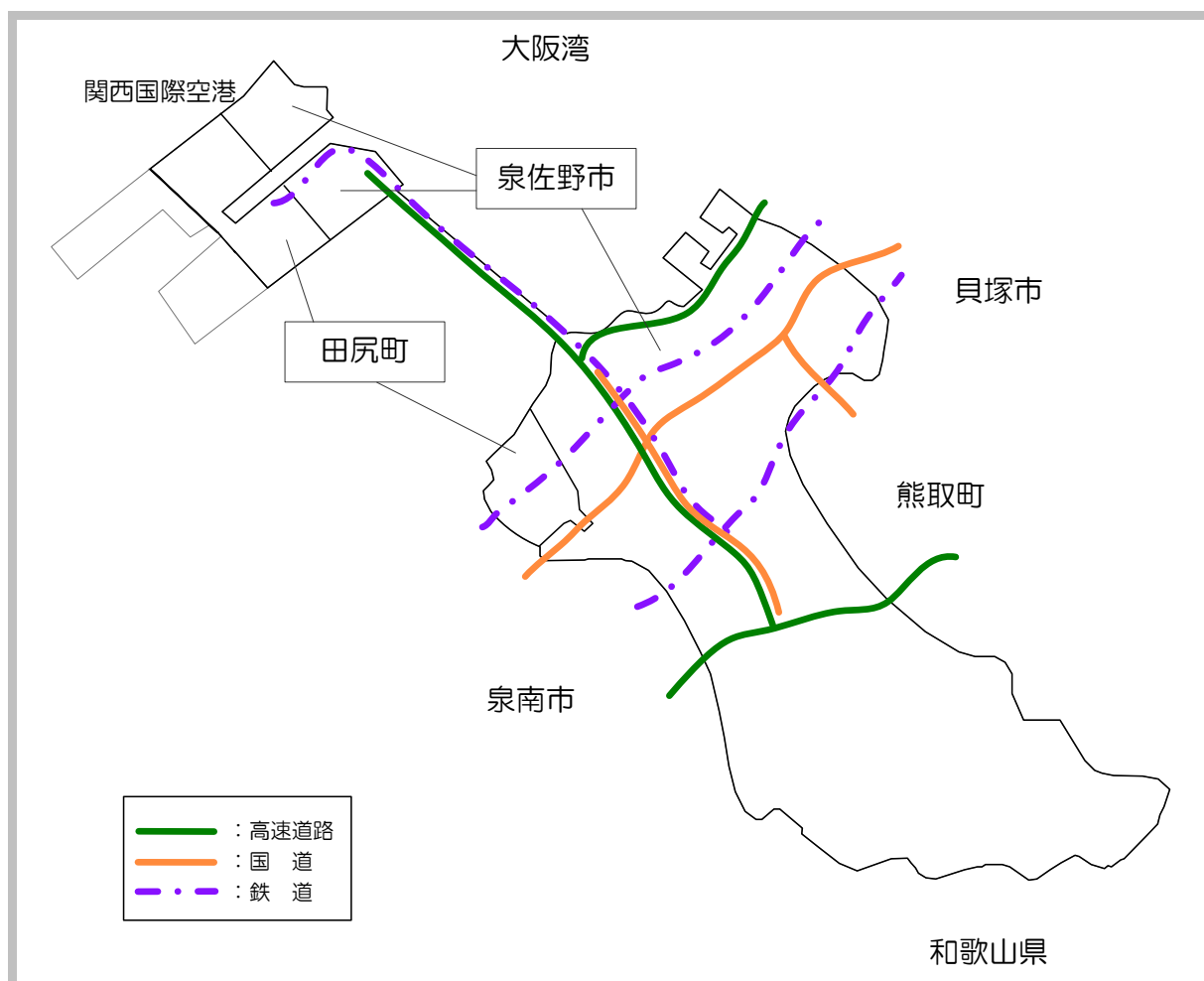


図 8 交通網

(2) 用途地域の状況

本町における用途地域の状況は、表4及び図9に示すとおりである。

本町では準工業地域の比率が最も高く、6割以上を占めている。

表4 用途地域の状況

区分	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	0.0	0.0
第一種中高層住居専用地域	0.0	0.0
第二種中高層住居専用地域	22.0	7.7
第一種住居地域	72.0	25.3
第二種住居地域	0.0	0.0
近隣商業地域	1.9	0.7
商業地域	0.0	0.0
準工業地域	183.4	64.5
工業地域	5.1	1.8
工業専用地域	0.0	0.0
総数	284.4	100.0

資料：田尻町

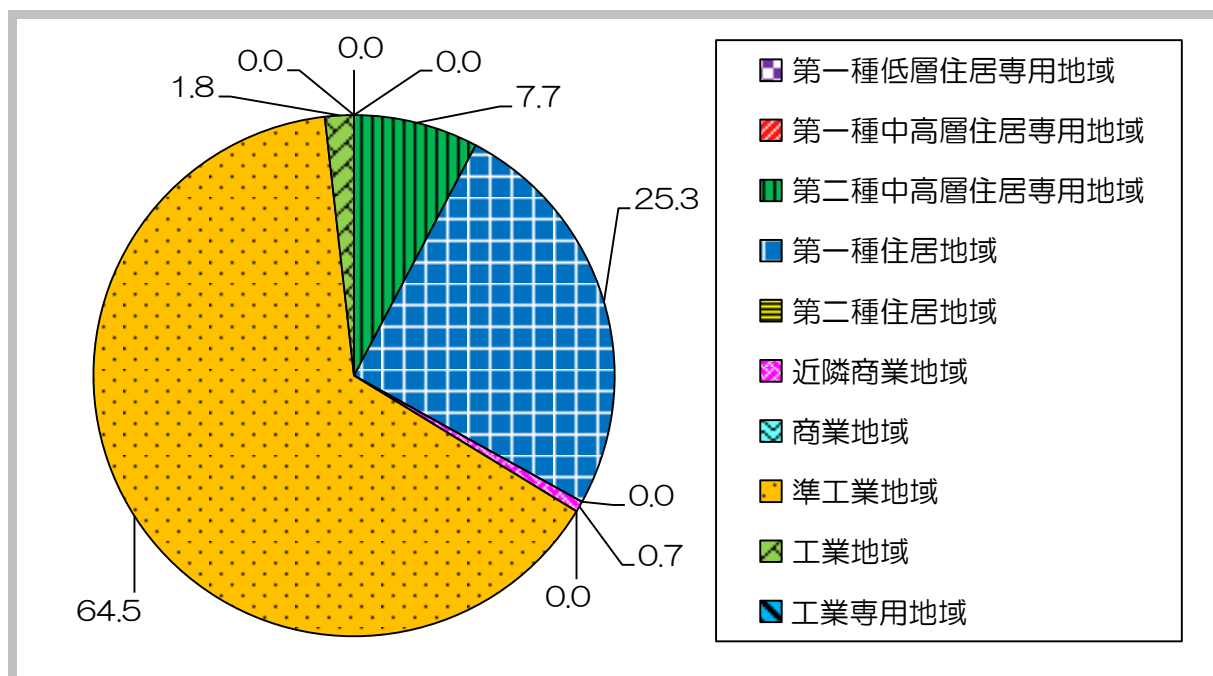


図9 用途地域の割合

(3) 将来計画

本町の総合計画内容を表5に示す。

表5 第4次田尻町総合計画（廃棄物関連）

将来像	主な施策（廃棄物関連）
<p>ひとが輝き、安心、 温もり、魅力あるま ち・たじり ～コンパクトシテ ィからの創造～</p>	<p>第3章 資源が活かされ、魅力あるまち 田尻 3 生活環境 【廃棄物処理】 ●施策の方針 ごみの減量化やリサイクルの促進、宅内水洗化の促進などに努め、美しく暮らしやすい生活空間の実現と循環型社会の構築をめざします。 ●主要施策 ①ごみの減量化と資源化、環境美化の推進 ・広報誌による啓発、学校教育等における廃棄物に関する学習の推進 ・資源ごみの分別、不法投棄の禁止 ・生ごみ処理機購入及び資源ごみ集団回収に対する助成 ②ごみ処理体制の充実 ・施設組合が新たに建設する焼却炉の整備の検討 ③し尿の適正処理 ・下水道普及に伴うし尿の減少に対する、適切な収集・処理体制の維持 ④産業廃棄物の適正処理 ・大阪府などとともに事業者などに対する指導の推進</p>

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体系の概要

(1) ごみ処理の経緯

本町は、町が処理すべき行政事務のうち、じんかい焼却場およびし尿処理場の設置、管理および運営についての事務を泉佐野市と共同処理することを目的として、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、昭和40年5月24日に施設組合を設立した。

(2) ごみ処理の流れ

本町におけるごみは可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの3種に大別される。本町において排出されたごみは種別ごとに収集され、施設組合第二事業所および民間の中間処理施設で中間処理される。

排出から処分に至るまでの主な流れを図10に示す。

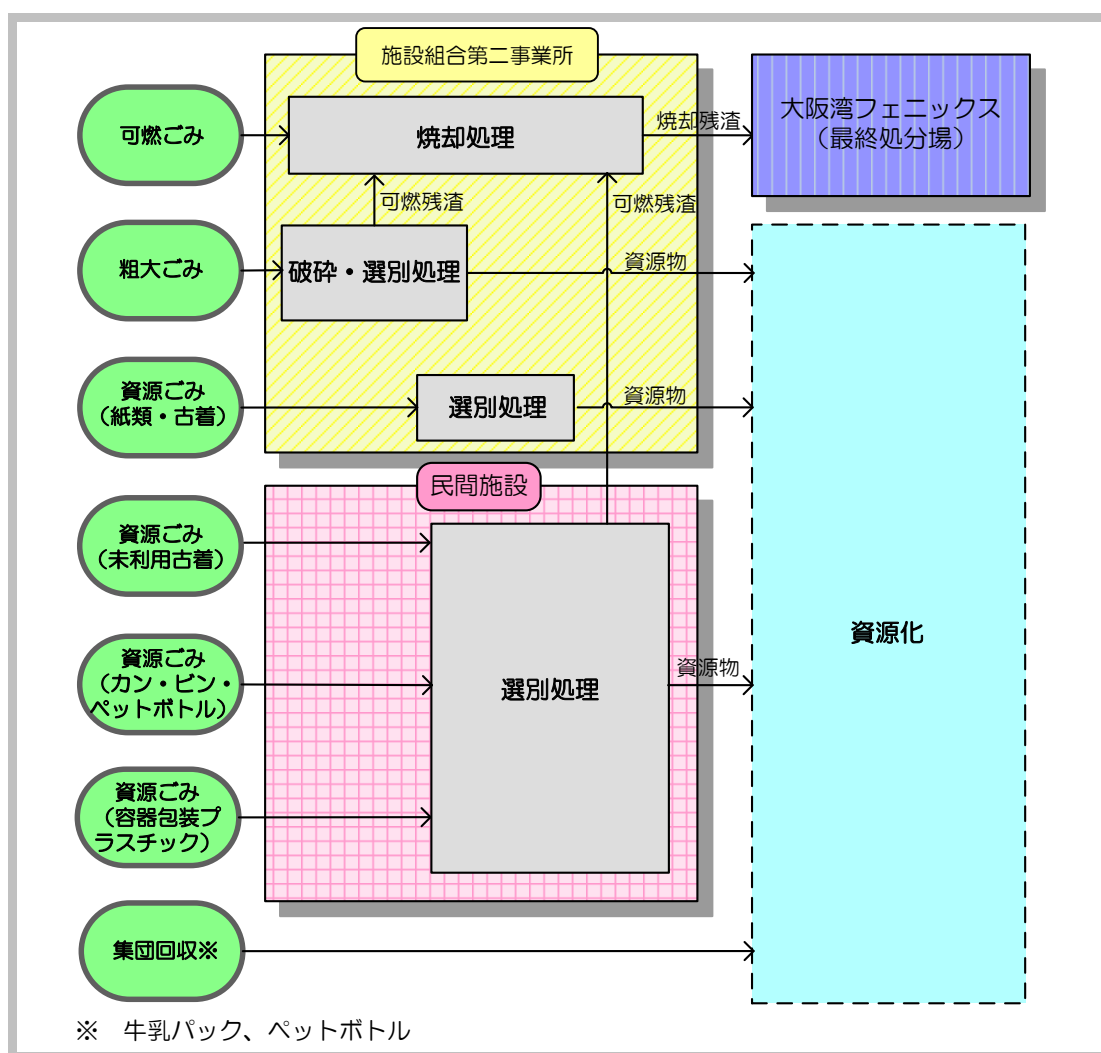


図10 ごみ処理の流れ

(3) ごみの分別区分

本町におけるごみの分別区分は、大きく、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ・臨時ごみの3つに分かれ、さらに資源物では、容器包装プラスチック、カン・ビン・ペットボトルの本体、紙類・古着の3つの区分となっている。

本町における家庭系ごみの分別収集の経緯を表6に示す。

表6 家庭系ごみの分別収集の経緯

収集区分		H13.10	H18.7	H20.4	H22.2	H22.4		
可燃ごみ		週2回収集（無料）→			有料化→			
資源ごみ	容器包装プラスチック	（可燃ごみとして収集）			週1回収集→			
	紙・古着				拠点回収→		資源化→	
	白色トレイ				月2回収集→			
	紙パック							
	ペットボトル							
	カン・ビン				月2回収集→			
粗大ごみ・臨時		粗大ごみ不定期（無料）→		粗大ごみ・臨時ごみ不定期（有料）→				

2. ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

本町のごみ排出量を、表7及び図11に示す。

本町のごみ排出量は、平成20年度以降では、平成22年度をピークに平成24年度まで減少していたが、平成25年度に一度増加に転じたが、平成27年度以降は減少に転じている。

表7 ごみ排出量の実績

項目			年度									
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	1,514.37	1,639.90	1,426.85	1,475.36	1,473.23	1,471.08	1,439.38	1,433.05	1,407.16	
		資源ごみ	紙類・古着	61.71	59.74	72.14	66.17	73.88	75.47	67.89	74.54	65.99
			カン・ビン・ペットボトル	101.18	98.63	88.50	100.73	98.42	100.15	93.10	93.27	101.41
			容器包装プラスチック	-	-	37.36	36.57	35.04	36.67	36.59	36.68	38.98
		小計	162.89	158.37	198.00	203.47	207.34	212.29	197.58	204.49	206.38	
	粗大ごみ	34.43	30.53	24.06	27.03	20.81	21.97	21.19	25.50	22.14		
	一般搬入ごみ	可燃ごみ	125.71	139.89	147.34	158.34	146.00	138.25	166.82	159.49	169.85	
		資源ごみ	紙類・古着	4.09	4.51	4.08	3.54	3.17	2.84	1.99	1.89	1.60
		粗大ごみ	29.79	49.31	70.21	83.92	84.05	114.42	119.55	110.18	118.04	
	計			1,871.28	2,022.51	1,870.54	1,951.66	1,934.60	1,960.85	1,946.51	1,934.60	1,925.17
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	454.90	521.15	722.35	567.61	174.10	171.29	254.45	191.74	190.32	
		資源ごみ	紙類・古着	5.80	3.61	10.77	21.31	3.81	1.49	1.58	0.27	0.00
			カン・ビン・ペットボトル	9.51	5.96	13.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		小計	15.31	9.57	23.98	21.31	3.81	1.49	1.58	0.27	0.00	
	粗大ごみ	5.68	10.87	5.52	6.74	1.29	2.68	1.16	3.60	0.00		
	一般搬入ごみ	可燃ごみ	254.84	261.65	279.49	241.77	237.36	351.83	379.92	410.07	366.21	
		資源ごみ	紙類・古着	4.22	4.50	4.08	3.54	3.17	2.84	1.98	1.89	1.60
		粗大ごみ	37.32	72.05	91.38	111.38	95.56	133.69	148.46	133.59	131.45	
	計			772.27	879.79	1,126.80	952.35	515.29	663.82	787.55	741.16	689.58
	集団回収			2.14	1.75	1.62	1.75	1.44	1.57	1.57	1.90	1.67
合計			2,645.69	2,904.05	2,998.96	2,905.76	2,451.33	2,626.24	2,735.63	2,677.66	2,616.42	

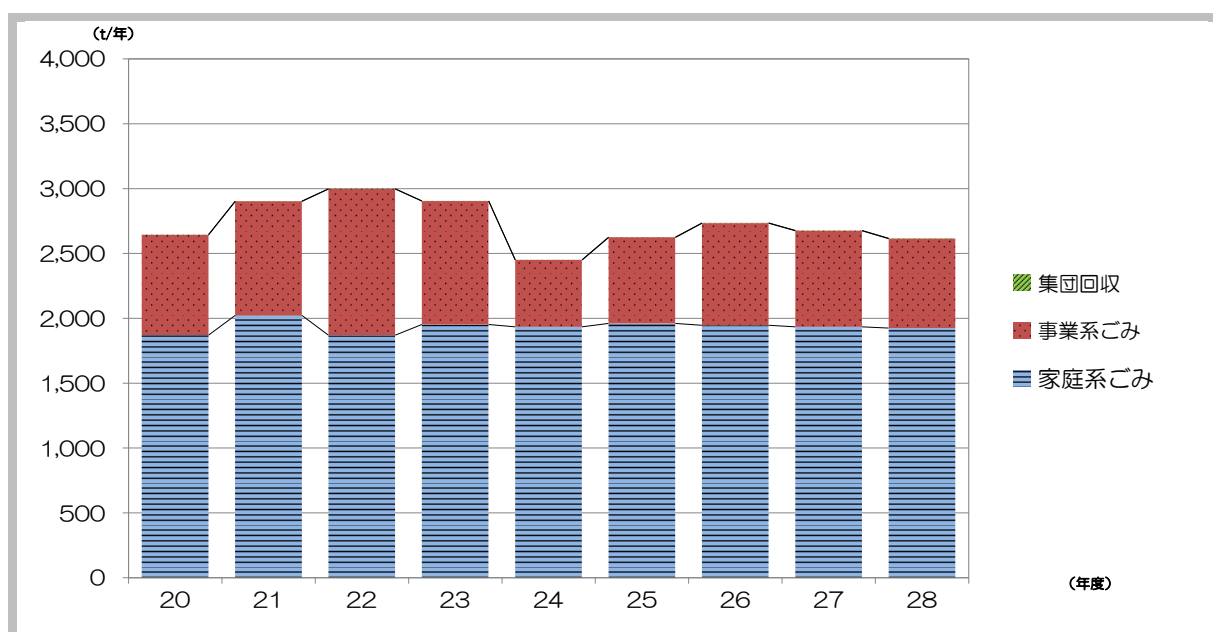


図11 ごみ排出量の推移

(2) 一人一日あたりのごみ排出量

本町におけるごみ原単位（1人1日当たりのごみ排出量）の家庭系と事業系の実績は表8及び図12に示すとおりである。

家庭系ごみ量計のごみ原単位は概ね減少している。事業系ごみ量計及びごみ排出量合計のごみ原単位は平成22年度をピークに減少し、平成24年度に一度増加に転じていたが、平成26年度からは減少している。また、集団回収は概ね横ばいである。

表8 ごみ原単位の実績

項目	年度	単位	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
人口（各年度3月末現在）		人	8,194	8,221	8,291	8,299	8,422	8,401	8,400	8,356	8,528		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	g/人・日	506.34	546.51	471.50	487.06	479.25	479.75	469.47	469.86	452.07	
		資源ごみ	紙類・古着	g/人・日	20.63	19.91	23.84	21.84	24.03	24.61	22.14	24.44	21.20
			カン・ビン・ペットボトル	g/人・日	33.83	32.87	29.24	33.25	32.02	32.66	30.37	30.58	32.58
			容器包装プラスチック	g/人・日	-	-	12.35	12.07	11.40	11.96	11.93	12.03	12.52
		小計	g/人・日	54.46	52.78	65.43	67.17	67.45	69.23	64.44	67.05	66.30	
	粗大ごみ	g/人・日	11.51	10.17	7.95	8.92	6.77	7.16	6.91	8.36	7.11		
	一般搬入ごみ	可燃ごみ	g/人・日	42.03	46.62	48.69	52.27	47.49	45.09	54.41	52.29	54.57	
		資源ごみ	紙類・古着	g/人・日	1.37	1.50	1.35	1.17	1.03	0.93	0.65	0.62	0.51
		粗大ごみ	g/人・日	9.96	16.43	23.20	27.70	27.34	37.31	38.99	36.13	37.92	
	計	g/人・日	625.68	674.02	618.11	644.30	629.34	639.47	634.87	634.31	618.48		
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	g/人・日	152.10	173.68	238.70	187.38	56.64	55.86	82.99	62.87	61.14	
		資源ごみ	紙類・古着	g/人・日	1.94	1.20	3.56	7.04	1.24	0.49	0.52	0.09	0.00
			カン・ビン・ペットボトル	g/人・日	3.18	1.99	4.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			小計	g/人・日	5.12	3.19	7.92	7.04	1.24	0.49	0.52	0.09	0.00
		粗大ごみ	g/人・日	1.90	3.62	1.82	2.23	0.42	0.87	0.38	1.18	0.00	
	一般搬入ごみ	可燃ごみ	g/人・日	85.21	87.20	92.36	79.81	77.21	114.74	123.91	134.45	117.65	
		資源ごみ	紙類・古着	g/人・日	1.41	1.50	1.35	1.17	1.03	0.93	0.65	0.62	0.51
		粗大ごみ	g/人・日	12.48	24.01	30.20	36.77	31.09	43.60	48.42	43.80	42.23	
	計	g/人・日	258.21	293.20	372.35	314.40	167.63	216.48	256.87	243.01	221.54		
	集団回収		g/人・日	0.72	0.58	0.54	0.58	0.47	0.51	0.51	0.62	0.54	
合計		g/人・日	884.61	967.80	990.99	959.27	797.43	856.47	892.25	877.94	840.56		

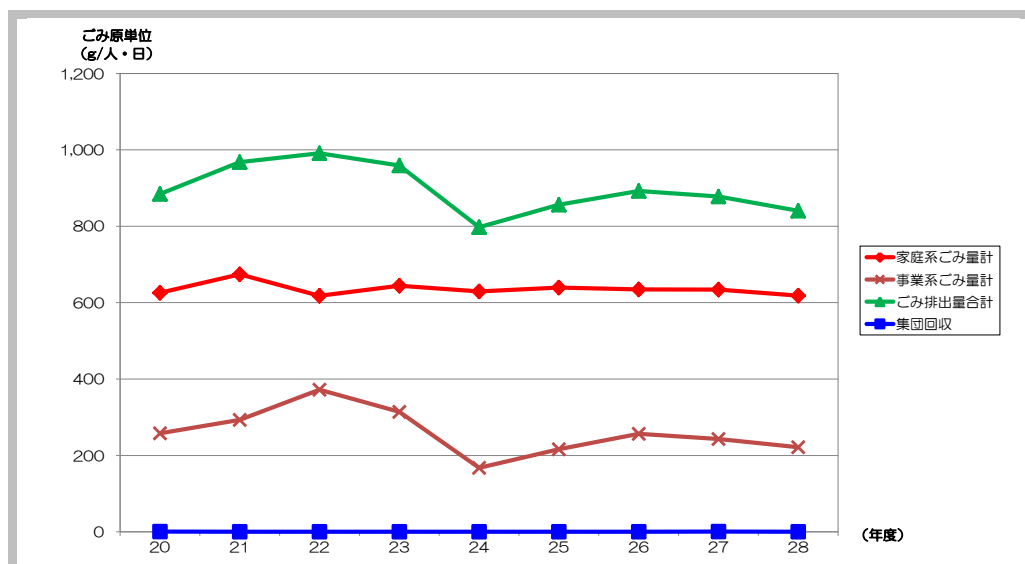


図12 ごみ原単位の推移

3. ごみの減量化・資源化の実績

(1) ごみの資源化量の実績

本町における資源化量及び資源化率の実績は、表9に示すとおりである。

資源化関係の推移について、資源化量は平成23年度をピークに減少傾向にあり、また資源化率は平成24年度をピークに減少傾向となっている。

表9 再資源化量及び資源化率の実績

項目		年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
資源化量	民間	ガラス類	白色ガラス	26.94	26.88	26.54	25.75	25.37	25.31	22.99	22.11	24.10	
			茶色ガラス	22.33	22.40	21.94	21.19	20.96	20.91	18.99	18.26	19.91	
			その他色ガラス	9.54	10.44	11.60	7.63	4.39	4.59	5.63	7.78	6.24	
			ガラス残渣	15.31	15.19	17.17	26.04	28.45	26.12	25.01	19.29	13.22	
		小計	74.12	74.91	77.25	80.61	79.17	76.93	72.62	67.44	63.47		
		ペットボトル	8.34	6.60	9.03	10.06	10.06	8.81	7.99	7.69	8.38		
		白トレイ	0.30	-	-	-	-	-	-	-	-		
		金属類	スチール缶	18.90	15.09	14.70	14.36	12.10	12.53	10.85	10.12	10.55	
			アルミ缶	2.59	3.90	2.41	2.47	3.09	2.42	2.24	2.80	2.99	
			破砕金属・不適合物	17.08	28.27	29.58	27.31	25.35	32.52	35.74	39.93	29.70	
			選別アルミ	0.92	1.34	1.76	1.85	3.00	2.05	2.33	2.51	1.50	
		小計	39.49	48.60	48.45	45.99	43.54	49.52	51.16	55.36	44.74		
		容器包装プラスチック	-	-	35.88	35.24	33.82	35.19	35.51	35.73	38.10		
		施設組合	古紙類	段ボール	19.01	20.09	26.46	23.28	25.49	23.68	21.96	20.80	14.95
				新聞	12.95	12.45	14.88	7.65	5.08	7.06	7.86	7.38	5.50
	雑誌			7.59	7.15	8.37	10.18	7.51	5.97	6.41	4.90	3.20	
	紙パック			0.59	0.66	0.77	0.89	0.78	0.90	0.76	0.64	0.43	
	その他雑誌			0.63	0.00	0.00	0.14	0.28	0.25	0.42	0.28	0.20	
	小計		40.77	40.35	50.48	42.14	39.14	37.86	37.41	34.00	24.28		
	古着		古着搬出	9.34	4.85	7.88	9.21	6.80	6.03	4.28	3.41	2.36	
			古着リサイクル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計		9.34	4.85	7.88	9.21	6.80	6.03	4.28	3.41	2.36		
	その他		蛍光管	0.13	0.17	0.14	0.25	0.30	0.96	0.75	0.62	0.86	
乾電池			0.08	0.20	0.17	0.25	0.18	0.29	0.33	0.35	0.46		
その他			-	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計	0.21		0.37	0.31	0.50	0.48	1.25	1.08	0.97	1.32			
計	172.57		175.68	229.28	223.75	213.01	215.59	210.05	204.60	182.65			
集団回収量	2.14		1.75	1.62	1.75	1.44	1.57	1.57	1.90	1.67			
資源化量+集団回収量	①		174.71	177.43	230.90	225.50	214.45	211.62	206.50	184.32			
総ごみ排出量(集団回収量を含む)	②		2,645.69	2,904.05	2,998.96	2,905.76	2,451.33	2,626.24	2,735.63	2,677.66	2,616.42		
資源化率	①÷②		6.60%	6.11%	7.70%	7.76%	8.75%	8.27%	7.74%	7.71%	7.04%		

(2) ごみの減量化・資源化の施策

① 集団回収活動への報償金制度

本町では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的とした、住民による自主的な資源回収を促進するため、有価物集団回収を実施している団体に対して報奨金を交付している。紙パックについては、報奨金の対象品目であるが、平成20年以降、実績はない状況である。

本町の集団回収量を表10に示す。

表10 集団回収量

項目		年度								
		20	21	22	23	24	25	26	27	28
集団回収量	ペットボトル	2.14	1.75	1.62	1.75	1.44	1.57	1.57	1.90	1.67
	紙パック	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計		2.14	1.75	1.62	1.75	1.44	1.57	1.57	1.90	1.67

② ごみ処理容器等の普及

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を図るため、家庭用生ごみ減量化等処理機器を購入した住民に対して、助成金を交付している。その概要は表11に示すとおりである。

表11 生ごみ処理容器等の助成制度の概要

補助対象	限度数	補助率	限度額
耐久性を有し、かつ衛生的なものであり、生ごみをたい肥化処理することができる機器 ※生ごみを単に粉碎し、水路及び下水道管等に排水する機種並びに焼却を目的とする機器は除く。	1世帯当たり1台(ただし、5年経過して使用できない場合など再申請可)	購入価格の2分の1(1,000円未満切り捨て)	10,000円

生ごみ処理容器等の助成制度の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
助成実績(円)	10,000	0	0	0	0
助成件数(件)	1	0	0	0	0
1件あたり平均助成額(円)	10,000	0	0	0	0

4. ごみ処理の状況

(1) 収集・運搬

① 収集・運搬体制

	収 集	一般搬入
家庭系ごみ	直営及び田尻町が委託する業者により収集	ごみの排出者が自ら施設組合第二事業所に搬入
事業系ごみ	直営及び田尻町が委託又は許可する業者により収集	ごみの排出者が自ら施設組合第二事業所に搬入

※一般廃棄物収集運搬業の許可について

本町は、廃棄物処理法第7条第1項に基づき、区域や内容を指定して一般廃棄物収集運搬業の許可を行っている。

一般廃棄物収集運搬業は、住民生活や日々の事業所の活動に直接影響を及ぼす業務であり、将来に渡って継続的かつ安定的に遂行されなければならない。そのため、許可制度の運用を行うにあつては、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。

よって、次に掲げる場合を除いて、既存の許可業者以外に、新規の許可は行わないものとする。

イ 法令等の整備により新たに必要が生じた場合。

ロ ごみ量の増加等により、直営及び田尻町が委託又は許可する既存の業者の収集運搬能力が不足することとなった場合。

② 収集・運搬の方法及び頻度

本町の家庭系ごみの収集運搬の方法及び頻度は表12に示すとおりである。

収集・運搬の方法は、戸別収集である。

収集頻度は、可燃ごみは週2回、資源ごみは紙類・古着類、スチール缶、アルミ缶・ビン類、ペットボトルが月2回、容器包装プラスチックが週1回で、粗大ごみは申込み制である。

表12 家庭系ごみの収集運搬の方法及び頻度

分別の 区別 内訳	可燃ごみ (有料)	資源ごみ (無料)			粗大ごみ (有料)
		紙類 古着類	スチール缶	容ブラ	
			アルミ缶・ビン類		
			ペットボトル		
収集方式	戸別収集				
収集体制	直営及び委託業者				
収集回数	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	申込み制

③ 一般廃棄物運搬収集及び処理手数料

本町のごみ処理手数料の概要は、表 13 に示すとおりである。

表 13 一般廃棄物処理手数料の概要

平成 30 年 4 月から

種 別	区 分	単 位	手数料	
一般搬入 ごみ	家庭系 事業系	55kg 未満	500 円	
			10kg 増すごとに 100 円を加算	
収集ごみ	家庭系	可燃ごみの処理	50ℓ 用指定袋 1 個	50 円
			20ℓ 用指定袋 1 個	20 円
			10ℓ 用指定袋 1 個	10 円
		粗大ごみの処理	3 辺の長さが合計 3m 以上 のもの 1 個	1,000 円
			45ℓ 袋 1 個又は 3 辺の長さ の合計が 3m 未満のもの 1 個	500 円
			10ℓ 用指定袋 1 個	125 円
		臨時的なごみの 処理	2 トン車 1 車	12,000 円
			軽四輪車 1 車	6,000 円
		事業系	定期的なごみの 収集・運搬	45ℓ 袋 1 個
	多量排出指定事業所（※1） においては 45ℓ 袋 1 個			90 円
	定期的なごみの 処分		上記以外の事業所において は 45ℓ 袋 1 個	60 円
			臨時的なごみの 収集・運搬	2 トン車 1 車
	軽四輪車 1 車			6,171 円
	臨時的なごみの 処分		2 トン車 1 車	7,000 円
軽四輪車 1 車		3,500 円		

※ 1 収集及び運搬に係る手数料の平均月額が 51,100 円を超える事業所。

(2) 中間処理

① 焼却施設

焼却施設では、搬入された可燃ごみのほか、破碎施設で破碎・選別処理された可燃残渣、および関連の民間施設から搬入される資源ごみの可燃残渣を焼却処理している。焼却施設の概要は、表 14 に示すとおりである。

表 14 焼却施設の概要

項目		内容
施設名称		第二事業所焼却施設
施設所管		施設組合
所在地		泉南郡田尻町嘉祥寺 290 番地 1
建設年度		昭和 58 年 2 月 8 日～昭和 61 年 3 月 31 日
処理能力		80t/24h×3 基
建築面積		3,213.763m ² (延床面積：6,039.682m ²) ※
設備内容	炉型式	全連続燃焼式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	吸塵・灰出方式	ピット・アンド・クレーン方式
	通風方式	平衡通風方式
	徐じん方式	バグフィルタ
	洗煙方式	湿式ガス洗浄設備

※計量棟、排ガス・排水・井水各処理棟、事務所棟、危険物倉庫を含む。

② 破碎施設

破碎施設は、搬入された粗大ごみを破碎・資源選別処理する。破碎・資源選別後の可燃残渣は焼却施設にて焼却処理し、資源選別されたものは資源回収されている。破碎施設の概要は、表 15 に示すとおりである。

表 15 破碎施設の概要

項目		内容
施設名称		第二事業所破碎施設
施設所管		施設組合
所在地		泉南郡田尻町嘉祥寺 290 番地 1
建設年度		昭和 57 年 7 月 5 日～昭和 58 年 3 月 31 日
処理能力		50t/5h×1 基
建築面積		1,064.691m ² (延床面積：1,238.02m ²) ※
設備内容	破碎機型式	横軸回転式
	受入供給方式	ピット・アンド・クレーン方式
	選別方式	鉄分・不燃分・可燃分・アルミニウム
	集塵方式	サイクロンとバグフィルタの併用

※ストックヤード、不燃残渣選別施設を含む

③ 民間施設

資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル、容器包装プラスチック）は、民間の施設において選別処理され、資源化されている。

（3）最終処分

施設組合の焼却施設から出される焼却残渣は、平成4年度以降、全量を大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「フェニックス」という。）に委託し、大阪湾への埋め立て処分を委託している。

(4) ごみの性状

① 家庭系可燃ごみの組成

家庭系可燃ごみの組成結果（平成23年度と平成29年度）は、表16に示す。

平成23年度と平成29年度の調査結果を比較すると、資源ごみとして分別収集している品目の構成比は概ね減少しており、一定、資源化が進んでいるものと考えられる。

表16 家庭系可燃ごみ（収集）の組成調査結果

【家庭系ごみ】		○：資源ごみ			
大項目	小項目	H23調査	H29調査※2		H29-H23
		構成比	重量 (kg)	構成比	差分※3
紙類	○容器包装紙	1.92%	9.80	5.21%	3.29
	○段ボール	0.93%	0.87	0.46%	△ 0.47
	○牛乳パック	0.62%	0.06	0.03%	△ 0.59
	○新聞紙	2.06%	0.08	0.04%	△ 2.02
	○広告・チラシ	2.39%	1.08	0.57%	△ 1.82
	○雑誌・書籍	0.96%	0.48	0.26%	△ 0.70
	○その他紙	3.13%	19.98	10.61%	7.48
古布	○古布	6.69%	6.32	3.36%	△ 3.33
ペットボトル	○ペットボトル	0.52%	0.10	0.05%	△ 0.47
容器包装プラ	○容器包装プラ	4.01%	10.89	5.79%	1.78
	○発泡トレイ	0.34%	1.16	0.62%	0.28
	○レジ袋	0.86%	1.65	0.88%	0.02
その他プラ	その他プラ	2.39%	2.48	1.32%	△ 1.07
厨芥類※1	厨芥類	45.23%	97.71	51.91%	6.68
スチール缶	○スチール缶	0.06%	0.07	0.04%	△ 0.02
アルミ缶	○アルミ缶	0.00%	0.03	0.02%	0.02
金属類	○金属類	0.11%	0.12	0.06%	△ 0.05
ビン類	○ビン類	0.23%	0.08	0.04%	△ 0.19
他可燃ごみ	他可燃ごみ	27.42%	26.66	14.16%	△ 13.26
他不燃ごみ	他不燃ごみ	0.13%	8.61	4.57%	4.44
合計		100.00%	188.23	100.00%	—

※1 厨芥などから出るごみで、野菜くずなどの生ごみのこと。

※2 3地区の合計でサンプリング

※3 平成29年度調査結果と平成23年度調査結果との差分（ポイント差）

資料：施設組合 平成29年度ごみ組成分析調査

② 事業系可燃ごみの組成

事業系可燃ごみの組成結果（平成23年度と平成29年度）は、表17に示す。

平成23年度と平成29年度の調査結果を比較すると、その他紙類が20ポイント以上増加している。その一方で、厨芥類が15ポイント以上減少している。

表17 事業系可燃ごみ（収集）の組成調査結果

【事業系ごみ】		○：資源ごみ			
大項目	小項目	H23調査	H29調査※2		H29-H23
		構成比	重量 (kg)	構成比	差分※3
紙類	○容器包装紙	5.42%	5.66	8.08%	2.66
	○段ボール	4.74%	0.43	0.61%	△ 4.13
	○牛乳パック	0.52%	0.01	0.01%	△ 0.51
	○新聞紙	1.56%	0.96	1.37%	△ 0.19
	○広告・チラシ	0.93%	6.94	9.91%	8.98
	○雑誌・書籍	0.00%	0.68	0.97%	0.97
	○その他紙	4.55%	20.16	28.80%	24.25
古布	○古布	0.00%	0.43	0.61%	0.61
ペットボトル	○ペットボトル	4.11%	0.73	1.04%	△ 3.07
容器包装プラ	○容器包装プラ	6.04%	4.98	7.11%	1.07
	○発泡トレイ	1.01%	0.17	0.24%	△ 0.77
	○レジ袋	0.24%	0.86	1.23%	0.99
その他プラ	その他プラ	6.91%	0.53	0.76%	△ 6.15
厨芥類※1	厨芥類	31.13%	10.84	15.48%	△ 15.65
スチール缶	○スチール缶	11.65%	0.03	0.04%	△ 11.61
アルミ缶	○アルミ缶	0.87%	0.00	0.00%	△ 0.87
金属類	○金属類	0.14%	0.00	0.00%	△ 0.14
ビン類	○ビン類	0.00%	0.00	0.00%	0.00
他可燃ごみ	他可燃ごみ	20.18%	13.98	19.97%	△ 0.21
他不燃ごみ	他不燃ごみ	0.00%	2.64	3.77%	3.77
合計		100.00%	70.03	100.00%	—

※1 厨芥などから出るごみで、野菜くずなどの生ごみのこと。

※2 1地区でサンプリング

※3 平成29年度調査結果と平成23年度調査結果との差分（ポイント差）

資料：施設組合 平成29年度ごみ組成分析調査

③ 焼却施設におけるごみの組成

施設組合では、可燃ごみの性状を把握するため、定期的にごみ質分析を実施している。その分析結果は、表 18 に示すとおりである。

表 18 焼却施設におけるごみ質分析結果

項目 \ 年度	単位	20	21	22	23	24	25	26	27	28	平均	
ごみの種類組成	紙類・布類	%	44.05	36.84	44.90	37.50	43.07	49.40	54.46	46.94	45.66	44.76
	プラスチック	%	28.91	32.51	23.53	24.41	28.18	24.08	26.28	25.42	25.22	26.50
	木質	%	7.28	11.12	11.20	16.63	8.31	11.84	6.47	11.48	7.25	10.18
	厨芥類	%	13.13	12.31	16.43	14.18	13.04	9.10	10.01	12.75	20.08	13.45
	不燃物	%	4.38	2.51	2.32	3.35	5.81	2.99	2.01	2.70	1.32	3.04
	その他	%	2.25	4.71	1.62	3.93	1.59	2.59	0.77	0.71	0.47	2.07
三成分	水分	%	51.68	50.87	48.79	49.86	49.96	40.69	55.48	56.52	49.63	50.39
	可燃分	%	41.95	43.75	44.64	42.35	42.98	50.96	39.29	37.65	46.01	43.29
	灰分	%	6.37	5.38	6.58	7.79	7.05	8.35	5.23	5.83	4.36	6.33
高位発熱量	kJ/kg	8,400	9,575	9,950	9,388	10,233	11,713	8,735	8,755	11,115	9,763	
低位発熱量	kJ/kg	6,430	7,600	8,008	7,333	6,795	10,445	6,760	6,770	9,055	7,688	

(注) 年間平均値

資料：施設組合

(5) 処理・処分の実績

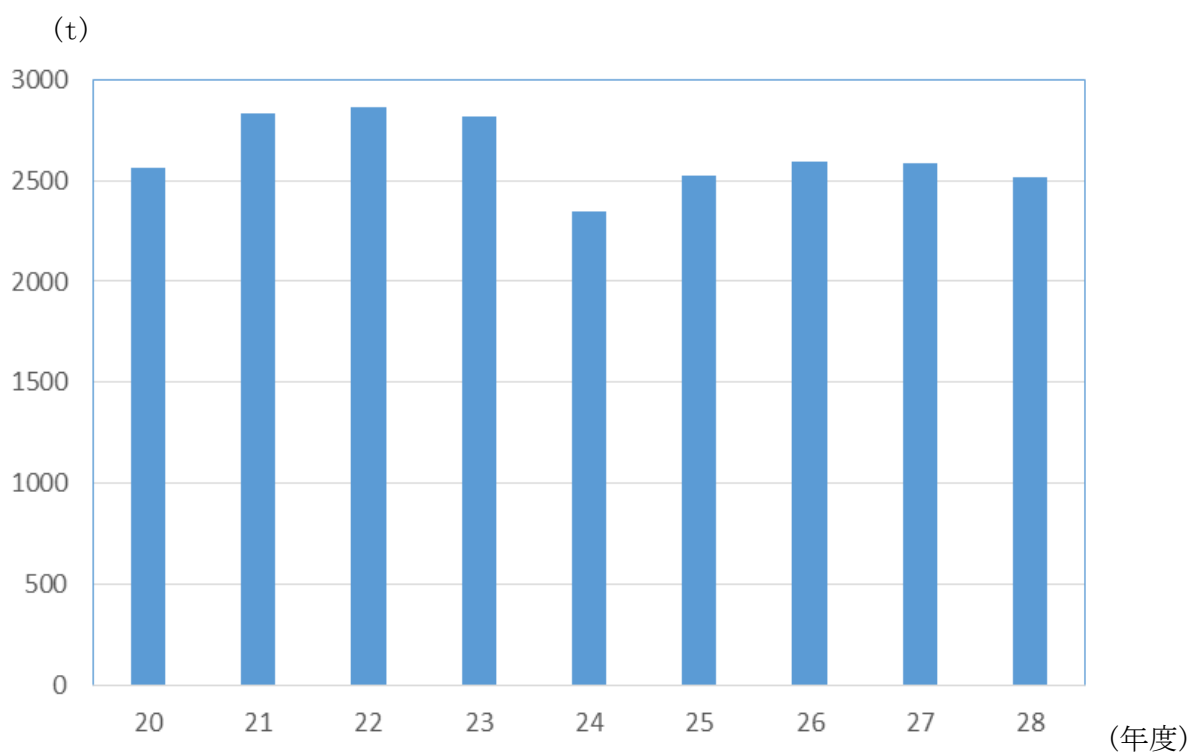
本町における焼却処理量の実績は、表 19 及び図 13 に示すとおりである。

焼却処理量の推移をみると、平成 22 年度をピークに平成 28 年度には約 12%の減となっているが、この間の増減は年度毎に変動がある。

表 19 田尻町における焼却処理量の実績

(単位：t)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
焼却量	2,564.85	2,831.00	2,864.93	2,814.82	2,345.94	2,524.48	2,593.60	2,588.20	2,515.95



※し尿汚泥を含む

図 13 田尻町における焼却処理量の推移

②最終処分量

本町における最終処分量の実績は、表 20 及び図 14 に示すとおりである。

最終処分量の推移をみると、平成 22 年度から平成 28 年度まで、平成 24 年度を除き概ね減少傾向である。

また、総ごみ排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）は、平成 25 年度の 14.71%をピークに減少し、平成 28 年度には 12.98%まで減少している。

表 20 田尻町における最終処分量及び最終処分率の実績

(単位：t, %)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
最終処分量	350.08	391.92	399.52	394.12	337.72	386.28	380.45	358.67	339.63
総ごみ排出量	2,645.69	2,904.05	2,998.96	2,905.76	2,451.33	2,626.24	2,735.63	2,677.66	2,616.42
最終処分率	13.23	13.50	13.32	13.56	13.78	14.71	13.91	13.39	12.98

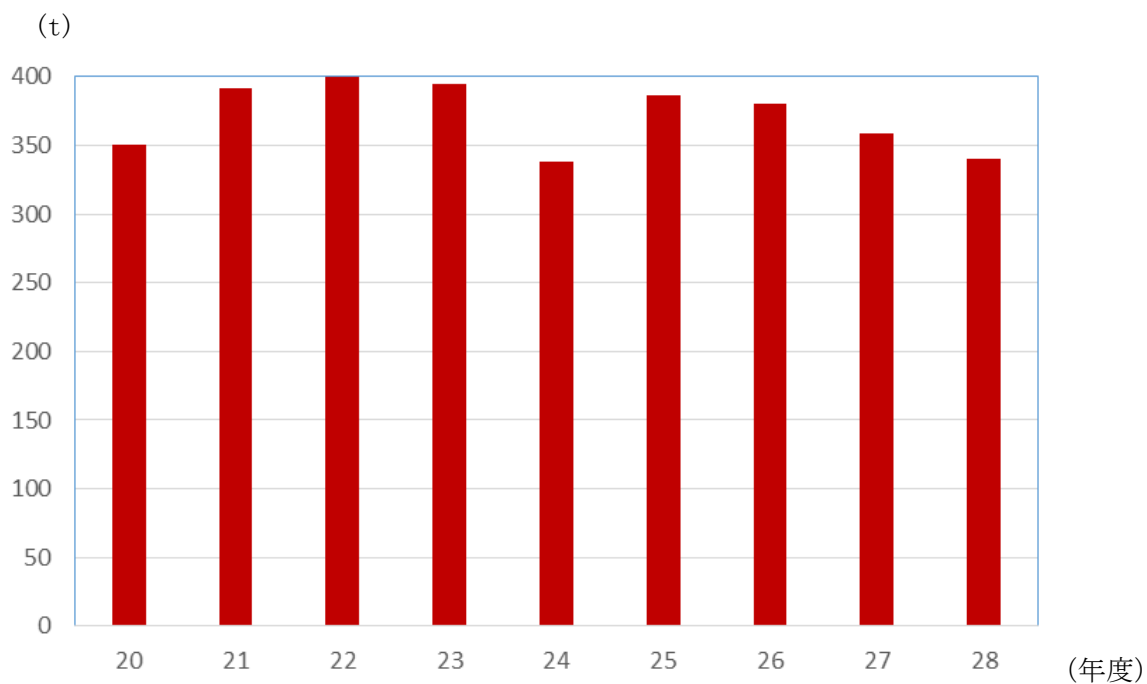


図 14 最終処分量の推移

5. ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

(1) ごみ処理の組織体制

本町の組織体制は次のとおりである。

住民部生活環境課	生活環境係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流物及び沈没品の措置に関すること。 ・ 廃棄物処理法の施行に関すること。 ・ し尿及びごみ処理に関すること。
----------	-------	---

(2) ごみ処理経費

本町におけるごみ処理経費の実績は、表 21 に示すとおりである。

表 21-1 ごみ処理経費（支出）の実績

(単位：千円)

項目		年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理・ 維持管理費	人件費	(千円)	36,707	55,337	54,952	55,564	57,274	57,538	51,703	53,132
	収集運搬費	(千円)	13,465	13,371	14,371	15,374	15,375	15,171	15,142	14,517
	中間処理費	(千円)	3,221	2,853	4,359	4,029	4,522	6,107	6,259	8,319
	組合分担金	(千円)	98,672	90,767	85,494	82,425	82,731	74,262	52,826	56,808
小計		(千円)	152,065	162,328	159,176	157,392	159,902	153,078	125,930	132,776
建設改良費	組合分担金	(千円)	1,416	849	706	415	0	0	22,519	14,616
	その他	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		(千円)	2,111	5,451	0	2,903	1,993	842	0	0
合計		(千円)	155,592	168,628	159,882	160,710	161,895	153,920	148,449	147,392

表 21-2 ごみ処理経費（収入）の実績

(単位：千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
町指定ごみ袋	1,275	9,076	8,956	8,826	9,024	8,765	8,688	8,687
粗大ごみ等	3,694	3,409	2,865	1,576	1,542	1,482	3,534	9,422
計	4,969	12,485	11,821	10,402	10,566	10,247	12,222	18,109

6. 大阪府内自治体との比較

(1) ごみ一人一日平均排出量（原単位）

「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 27 年度、環境省）」において、本町のごみ原単位は 892.4g/人・日であり、大阪府平均（969.9g/人・日）より約 78g/人・日少なくなっている。

(2) リサイクル率

「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 27 年度、環境省）」において、本町のリサイクル率は 6.4%であり、大阪府平均（13.8%）より約 7 ポイント低くなっている。

7. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理システムの分析比較については「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）において、構成市町の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価を実施した。

なお、システム分析にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成26年度）を用いて実施した。

本町については、循環型社会形成の視点としての、人口一人一日当たりのごみ排出量と廃棄物のうち最終処分される割合はほぼ標準と考えられるが、廃棄物からの資源回収量が極端に少ないことが課題と見えてくる。また、経済性（費用対効果）においては、最終処分減量に要する費用は、類似都市より優れていることが伺える。

本町における一般廃棄物処理システムの評価を分析した結果は、表22及び図15に示すとおりである。

表22 田尻町と類似都市の比較【平成26年度】

標準的な指標	人口一人一日あたり ごみ排出量	廃棄物から資源回収 量(RDF除く)	廃棄物のうち最終処 分される割合	人口一人あたり年間 処理経費	最終処分減量に要す る費用
単位	kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似都市	平均	0.933	0.166	15,493	287,679
	最大	2,344	0,391	60,149	24,525,410
	最小	0	0	6,343	11,826
田尻町実績	0.891	0.065	0.125	17,766	60,444
指数値	田尻町	104.5	39.4	85.3	179.0
	類似都市	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 類似都市とは、都市形態・人口・産業構造が類似している市町村を対象としている。

注2) 類似都市の平均値を「100」として、田尻町が類似都市より優れている場合は、その数値が平均値の外側に示され、劣っている場合には内側に示される。

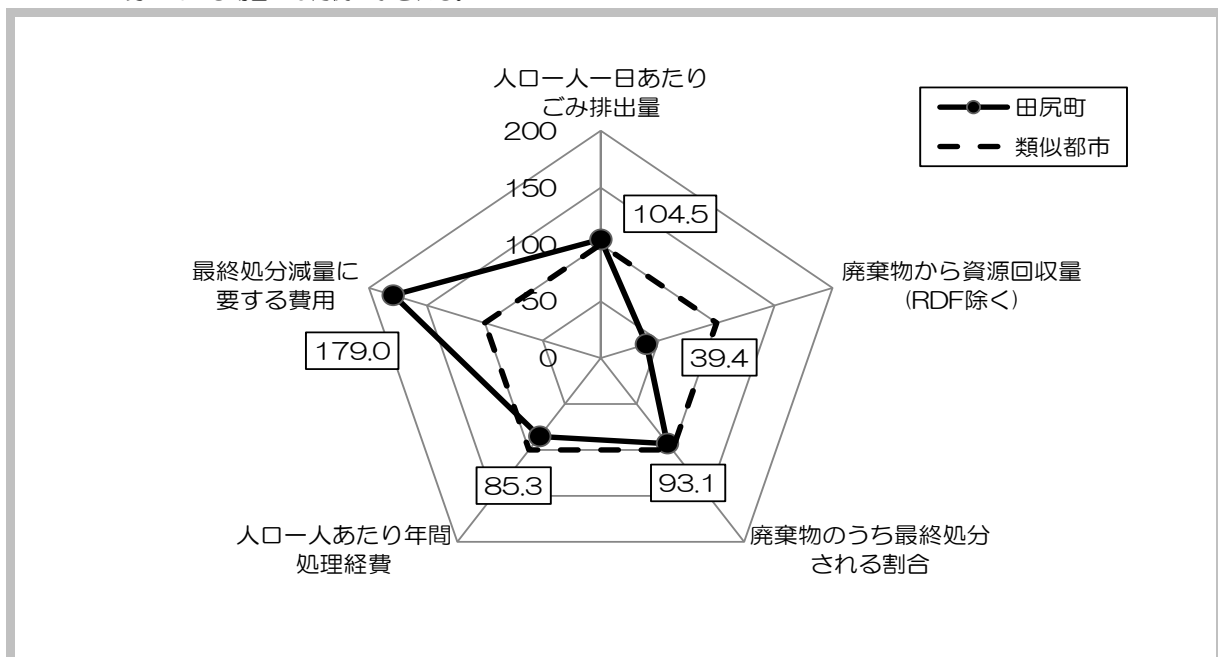


図15 田尻町における一般廃棄物処理システムの評価【平成26年度】

8. 周辺自治体の動向

「大阪府ごみ処理広域化計画」における広域ブロックの中で、施設組合は、泉州ブロックに該当している。最近の状況は、図 16 及び表 23 に示すとおりである。



図 16 大阪府のごみ処理広域化の状況

表 23 大阪府管内のごみ処理状況

ブロック名	市町村名	組合名	熱回収施設										
			施設名称	運転開始年月	規模 (t/日)	炉数	発電設備 (kW)						
北大阪ブロック	豊中市	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランド	2016・4	525	3	14,000						
	池田市	—	クリーンセンター	1983・10	180	3	—						
	吹田市	—	資源環境エネルギーセンター	2010・4	480	2	13,000						
	高槻市	—	—	高槻クリーンセンター第1工場	1980・7	450	3	—					
				高槻クリーンセンター第2工場	1995・6	360	2	4,950					
	茨木市	—	—	環境衛生センター第1工場	1999・3	150	1	5,000					
				環境衛生センター第2工場	1996・3	300	2	5,000					
	箕面市	—	—	環境クリーンセンター	1992・2	270	2	1,750					
	摂津市	—	—	環境センター3号炉	1983・12	90	1	—					
				環境センター4号炉	1993・10	90	1	—					
島本町	—	—	清掃工場	1991・3	46	2	—						
豊能町 能勢町	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	国崎クリーンセンター	2009・4	235	2	5,000							
東大阪ブロック	守口市	—	クリーンセンター第4号炉	1988・4	142	1	800						
	枚方市	—	穂谷川清掃工場第3プラント	1988・3	200	1	1,500						
			東部清掃工場	2008・12	240	2	4,500						
	寝屋川市	—	—	クリーンセンター焼却施設	1980・10	360	2	—					
	門真市	—	—	環境センター第4号炉	1989・4	144	1	—					
				環境センター第5号炉	1996・4	156	1	—					
	東大阪市	東大阪都市清掃施設組合	—	第3工場	1975・3	600	3	—					
	大東市			第4工場	1981・4	600	2	3,500					
	四条畷市	四条畷市交野市清掃施設組合	—	清掃工場1号炉	1967・7	90	1	—					
交野市	清掃工場2号炉			1973・4	90	1	—						
大阪ブロック	大阪市、八尾市、松原市	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	住之江工場	1988・8	600	2	11,000						
			東淀工場	2010・4	400	2	10,000						
			西淀工場	1995・4	600	2	14,500						
			八尾工場	1995・4	600	2	14,500						
			平野工場	2003・4	900	2	27,400						
			鶴見工場	1990・4	600	2	12,000						
			舞洲工場	2001・4	900	2	32,000						
南河内ブロック	柏原市	柏羽藤環境事務組合	柏羽藤クリーンセンター	1992・4	450	3	1,800						
	羽曳野市												
	藤井寺市												
	富田林市	南河内環境事業組合	—	第1清掃工場	1985・8	300	2	960					
	河内長野市												
	大阪狭山市												
	太子町												
河南町	—	—	第2清掃工場	2000・4	190	2	—						
千早赤坂村													
堺ブロック	堺市	—	—	クリーンセンター東第二工場	1997・4	460	2	16,700					
				クリーンセンター南工場	1973・4	450	3	休止					
				クリーンセンター東第一工場	1977・4	300	2	—					
				クリーンセンター臨海工場	2013・4	450	2	15,945					
泉州ブロック	岸和田市	岸和田市貝塚市清掃施設組合	—	岸貝クリーンセンター1～3号炉	2007・4	531	3	12,000					
	貝塚市												
	泉大津市	泉北環境整備施設組合	—	泉北クリーンセンター5号炉	1991・3	150	1	休止					
	和泉市								泉北クリーンセンター1号炉	2003・3	300	2	9,300
	高石市								泉北クリーンセンター2号炉				
	泉佐野市	泉佐野市田尻町清掃施設組合	—	第二事業所	1986・4	240	3	—					
	田尻町	泉南清掃事務組合	—	清掃工場	1986・4	190	2	—					
	阪南市												
	忠岡町	—	—	忠岡町クリーンセンター	1986・3	30	1	—					
	熊取町	—	—	環境センター	1992・4	61.5	2	—					
岬町	—	—	岬町美化センター	1986・4	50	1	—						

9. 関係法令の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」（リデュース）→「再使用」（リユース）→「再生利用」（リサイクル）→「熱回収」→「適正処分」と定めている。

この法律を受け、循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物に関しては、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みがより進む社会経済システムの構築を基本的方向としてめざすこととしている。取組目標を表24に示す。

表24 一般廃棄物の減量化に関する取組目標

項目	概要
策定年月	・平成25年5月閣議決定
基準年度	・平成12年度
目標年度	・平成32年度
目標値	・一般廃棄物の減量化：平成12年度比約25%減 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：平成12年度比約25%減 ・事業系ごみ排出量：平成12年度比約35%減

資料：「循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月）

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

基本的な方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表25に示す4つの目標が設定されている。

表25 一般廃棄物の減量化に関する取組目標

項目	概要
策定年月	・平成13年5月（改正：平成28年1月）
基準年度	・平成24年度
目標年度	・平成32年度
目標値	・排出量：現状（平成24年度）に対し、平成32年度の排出量を約12%削減する。 ・再生利用率：27% ・最終処分量：現状（平成24年度）の約14%削減する。 ・平成32年度において1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする。

※「排出量」：計画収集量＋一般搬入量＋集団回収量

[出典] 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月）

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法を受けて、国からの廃棄物処理施設整備計画では、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化をめざし、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることを示し、表26に示す3つの重点目標が設定されている。

表26 廃棄物処理施設整備計画における目標

項目	概要
策定年月	・平成25年5月閣議決定
基準年度	・平成24年度
目標年度	・平成29年度
目標値	■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：22%→26% ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16%→21% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽処理人口普及率：9%→12%

資料：「廃棄物処理施設整備計画」（平成25年5月）

(4) 大阪府ごみ処理広域化計画

大阪府では、平成11年3月に「大阪府ごみ処理広域化計画」が策定されている。

この広域化計画では、①灰溶融施設、RDF燃焼施設等の複数市町村での共同利用など地域の状況に応じて様々な施設整備が図れること、②複数団体での処理分担が図れること、③効率的な収集運搬エリアと施設の大規模化によるスケールメリットを総合的に検討して、リサイクルや焼却等の区域を設定できること、④施設更新・補修時や緊急時の広域対応が図りやすくなることなどを考慮して、府内を6つのブロックに分割している。

(5) 大阪府循環型社会推進計画

大阪府では、府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するため、大阪府循環型社会推進計画を平成28年6月に策定した。本計画の推進により、各主体の3Rに対する認識が深まり、自主的な取組みがより一層進展するよう取り組む。

その計画において、一般廃棄物（ごみ）の目標として表27に示すように設定している。

表 27 一般廃棄物（ごみ）の目標

項 目	概 要
目 標 年	・平成 32 年度
目 標 値	<ul style="list-style-type: none"> ■排出量：廃棄物として排出されるものの全体量（278 万トン、平成 26 年度実績の約 12%減） ■再生利用率：排出量のうち再生利用される量の割合（15.8%、平成 26 年度実績の約 2 ポイント増） ■最終処分量：焼却等の処理を経て、最終的に埋立処分される量（32 万トン、平成 26 年度実績の約 18%減） ■1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量：家庭から排出される生活系ごみのうち、集団回収量と資源ごみを除き、1 人 1 日当たりの排出量として表した量（403g/人・日、平成 26 年度実績の約 13%減）

資料：「大阪府循環型社会推進計画」（平成 28 年 6 月）

10. ごみ処理に関する課題

これまでの本町のごみ処理に関して、現状における問題点・課題を排出から処理・処分の段階ごとに以下のとおり整理した。

(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項

本町におけるごみ排出量については、ごみ原単位とともに平成 26 年度までは微増し、それ以降微減しているが、人口も微減していくことが予想される中、現時点ではごみ排出量が増える要素も想定できない。従って、ごみ排出量や処理量は微減していくものと予測できるものの、景気の回復による消費の拡大とともに事業系ごみの占める割合が今後高くなると考えられ、これまで以上に事業系ごみの減量化を図る必要がある。

資源化率については、平成 24 年度までは増加傾向にあったが、平成 25 年度から現在に至るまで大阪府の平均資源化率より低い減少傾向状態が続いており、資源化率の向上のため努力が必要である。

(2) 中間処理に関する事項

施設組合のごみ処理施設は、それぞれ稼働開始から 30 年以上を経過し、著しく老朽化している状況にある。これまで、これらの設備などは適宜補修するとともに、平成 27 年 3 月に策定した「施設組合第二事業所長寿命化計画」に基づき適切に対処しているところである。また、前回のごみ処理基本計画でも示しているとおり、平成 42 年度の新ごみ処理施設の供用開始に向け、所定の事務手続きを迅速かつ適切に進めていく必要がある。

(3) 最終処分に関する事項

本町で発生する焼却残渣は、フェニックスの最終処分場にて最終処分を委託しているが、今後とも安定的かつ継続的な最終処分を継続するためには、最終処分量をより減少させていく必要がある。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

基本方針

発生抑制・循環型利用・適正処分の推進

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一步踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としている。

これらを踏まえ、本町では、ごみの減量や資源化に取り組んでいるところであり、今後、循環型社会を形成するためには、住民・事業者・行政が協働して、国が推進している3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む必要がある。

さらに、ごみとして出されたものについては、適正処理をすることで有効利用を進め、埋立物を最小化することが、地域の環境保全に寄与することができる。

基本方針『発生抑制・循環型利用・適正処分の推進』に沿って、住民並びに事業者の意識を高めることで、資源を大切に使い、そしてリサイクルを促進し、適正処理・処分を進めていくものとする。

2. 人口及びごみ排出量の予測

(1) 人口及びごみ排出量の予測方法

人口及びごみ排出量の将来推計は、図 17 に示す方法で算出した。

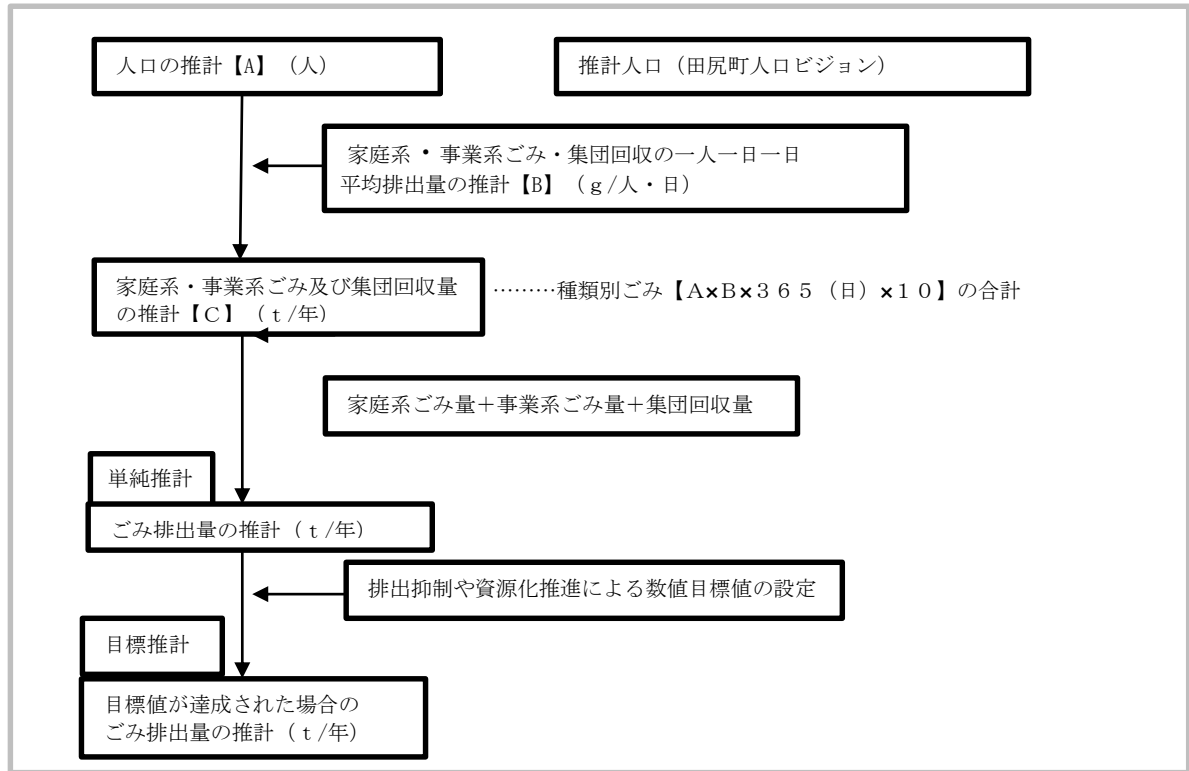


図 17 人口及びごみ排出量の将来推計の方法

(2) 人口の予測

人口の推計に関しては、本町が策定した『人口ビジョン』による人口に基づくものとする。その推移は図 18 に示すとおりである。

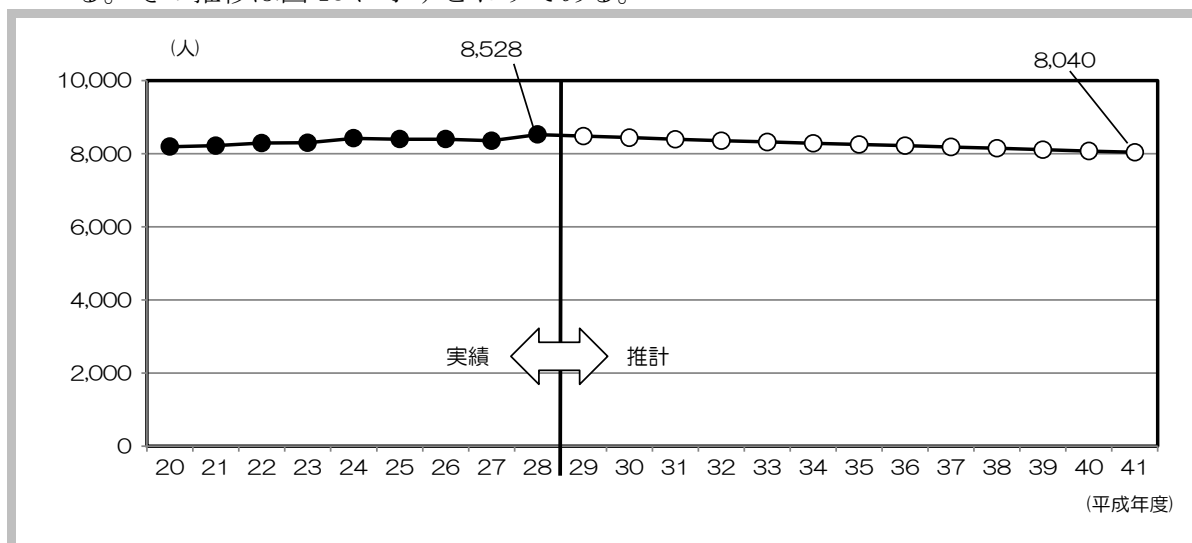


図 18 人口の推移

(3) ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）

単純推計でのごみ排出量及び処理量は、表 28 及び図 19 に示すとおりである。

平成 41 年度におけるごみ排出量は約 2,500 t と予測され、平成 28 年度実績に対し、約 3.5%減少する見込みである。

表 28 ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）

	単位	実績				予測（単純推計）			
		H28	H34	H37	H41				
行政区域内人口	(人)	8,528	8,289	8,188	8,040				
家庭系ごみ	可燃ごみ（収集）	(t/年)	1,407.16	1,352.06	1,330.38	1,300.85			
	資源ごみ（収集）	(t/年)	206.38	205.67	205.68	205.24			
	粗大ごみ（収集）	(t/年)	22.14	21.51	21.25	20.87			
	収集小計	(t/年)	1,635.68	1,579.24	1,557.31	1,526.96			
	可燃ごみ（一般搬入）	(t/年)	169.85	165.10	163.09	160.14			
	資源ごみ（一般搬入）	(t/年)	1.60	1.54	1.52	1.50			
	粗大ごみ（一般搬入）	(t/年)	118.04	114.73	113.33	111.28			
	一般搬入小計	(t/年)	289.49	281.37	277.94	272.92			
計	(t/年)	1,925.17	1,860.61	1,835.25	1,799.88				
事業系ごみ	可燃ごみ（収集）	(t/年)	190.32	184.98	182.72	179.42			
	資源ごみ（収集）	(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00			
	粗大ごみ（収集）	(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00			
	収集小計	(t/年)	190.32	184.98	182.72	179.42			
	可燃ごみ（一般搬入）	(t/年)	366.21	404.27	413.03	419.30			
	資源ごみ（一般搬入）	(t/年)	1.60	1.54	1.52	1.50			
	粗大ごみ（一般搬入）	(t/年)	131.45	127.77	126.21	123.93			
	一般搬入小計	(t/年)	499.26	533.58	540.76	544.73			
計	(t/年)	689.58	718.56	723.48	724.15				
収集ごみ合計	(t/年)	1,826.00	1,764.22	1,740.03	1,706.38				
一般搬入ごみ合計	(t/年)	788.75	814.95	818.70	817.65				
集団回収を除く合計	(t/年)	2,614.75	2,579.17	2,558.73	2,524.03				
集団回収	(t/年)	1.67	1.63	1.61	1.58				
総排出量	(t/年)	2,616.42	2,580.80	2,560.34	2,525.61				
[対H28排出量比]	(%)	100.0%	98.6%	97.9%	96.5%				

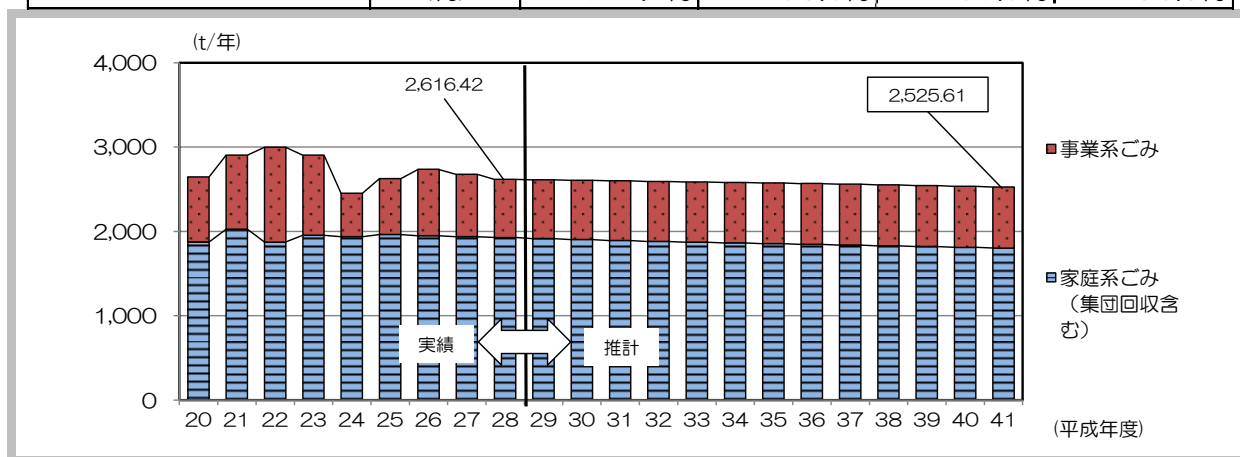


図 19 ごみ排出量の推移（単純推計）

3. 計画の目標

(1) 目標値の設定

本町の目標値は、国及び大阪府の基本目標等を踏まえた上で設定する必要がある。国や大阪府の目標値は、表 29 に示すとおりである。

表 29 国及び大阪府の目標値

	国		大阪府	
	目標年度	目標値	目標年度	目標値
排出量	H32	H24比約12%削減	H32	H26比約12%削減
再生利用率	H32	27%に増加	H32	15.8%に増加
最終処分量	H32	H24比約14%削減	H32	H26比約18%削減
家庭系ごみ	H32	500g/人・日	H32	403g/人・日

国 : 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (H28.1、環境省)
大阪府 : 大阪府循環型社会推進計画 (H28.6、大阪府)

本町においては、国や大阪府の基本目標等を踏まえて、減量化や資源化の目標値を設定することが望ましい。

しかしながら、宿泊施設や物流施設等の建設により、事業系ごみの排出量が増加傾向にあり、中でも一般搬入による割合が高い。また、可燃ごみとして収集されるごみの中には、資源化可能なごみが混入しており、更に分別を進める余地がある。これらのことから、本計画の目標は、前計画の計画目標を継続し、次のとおりとする。

目標 1 家庭系可燃ごみ(収集)に混入している資源ごみを、正しく分別していただくよう分別収集を促進し、平成 24 年度実績から、10 年間で 10% 削減する。

目標 2 一般搬入時に混入している資源ごみを、正しく分別していただく事により、一般搬入量を平成 24 年度実績から 10 年間で 20%削減する。

目標 1 の家庭系可燃ごみ(収集)に混入されている資源ごみについては、21 ページに記載したとおり、前回の組成調査結果に比べて、構成比で見ると、容器包装紙が約 3.3%、容器包装プラスチックが約 1.8%の増であるが、他の資源回収品目(段ボール、ペットボトル等)

は減少となっている。しかしながら、資源として活用できるものが多く含まれ、依然として低位置にある本町の資源化率にあつては、その向上は引き続き課題であるため、計画目標年度である平成41年度に向けて前頁の目標を掲げるものとする。

目標2については、その達成のため、一般搬入量自体を減らす必要がある。今後、家庭系ごみについては、人口も微減していくことが予想される中、現時点ではごみ排出量が増える要素も想定できない。従って、ごみ排出量や処理量は微減していくものと予測できるものの、依然として、本圏域においては事業系ごみの占める割合は極めて高い。さらに近年、景気の回復とも相まって、内外からの旅行者が増加している状況の下、りんくうタウン内を中心として、宿泊施設、物流施設等が増加しており、これらの要因も事業系ごみの増加につながっていると想定されるため、標記の目標を達成するためには、事業系ごみの排出量の減少をめざすことが重要である。

特に、事業系の一般搬入については、従来より、施設組合処理場内での搬入物の展開調査を抜き打ちで実施してきたことに加えて、平成25年度からは調査回数を大幅に増やし、さらに強化・充実させた経過があり、同調査を継続・強化し、搬入量の抑制や産業廃棄物などの搬入不適物の除去を推進する必要がある。

(2) ごみ排出量の見込み(目標値)

目標値を達成した場合のごみ排出量及び処理量の見込みは、表30及び図20に示すとおりである。

平成41年度におけるごみ排出量目標値は平成28年度実績の対比において、先に記した、ごみの排出抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合(単純集計)においては約3.5%の減少に対し、改善を行った場合は、約17.8%の減少となると予想される。

しかしながら、景気の変動は無論のこと、人口の増減によって将来のごみ排出量も大きく影響をうける可能性もあるため、その際には、本計画の見直しが必要である。

表 30 ごみ排出量及び処理量の見込み（目標推計）

	単位	実績	予測（目標推計）			
		H28	H34	H37	H41	
行政区域内人口	(人)	8,528	8,289	8,188	8,040	
家庭系ごみ	可燃ごみ（収集）	(t/年)	1,407.16	1,325.91	1,304.65	1,275.69
	資源ごみ（収集）	(t/年)	206.38	231.82	231.41	230.40
	粗大ごみ（収集）	(t/年)	22.14	21.51	21.25	20.87
	収集小計	(t/年)	1,635.68	1,579.24	1,557.31	1,526.96
	可燃ごみ（一般搬入）	(t/年)	169.85	77.97	77.02	75.62
	資源ごみ（一般搬入）	(t/年)	1.60	1.54	1.52	1.50
	粗大ごみ（一般搬入）	(t/年)	118.04	114.73	113.33	111.28
	一般搬入小計	(t/年)	289.49	194.24	191.87	188.40
計	(t/年)	1,925.17	1,773.48	1,749.18	1,715.36	
事業系ごみ	可燃ごみ（収集）	(t/年)	190.32	184.98	182.72	179.42
	資源ごみ（収集）	(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00
	粗大ごみ（収集）	(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00
	収集小計	(t/年)	190.32	184.98	182.72	179.42
	可燃ごみ（一般搬入）	(t/年)	366.21	131.97	130.36	128.01
	資源ごみ（一般搬入）	(t/年)	1.60	1.54	1.52	1.50
	粗大ごみ（一般搬入）	(t/年)	131.45	127.77	126.21	123.93
	一般搬入小計	(t/年)	499.26	261.28	258.09	253.44
計	(t/年)	689.58	446.26	440.81	432.86	
収集ごみ合計	(t/年)	1,826.00	1,764.22	1,740.03	1,706.38	
一般搬入ごみ合計	(t/年)	788.75	455.52	449.96	441.84	
集団回収を除く合計	(t/年)	2,614.75	2,219.74	2,189.99	2,148.22	
集団回収	(t/年)	1.67	1.63	1.61	1.58	
総排出量	(t/年)	2,616.42	2,221.37	2,191.60	2,149.80	
[対H28排出量比]	(%)	100.0%	84.9%	83.8%	82.2%	

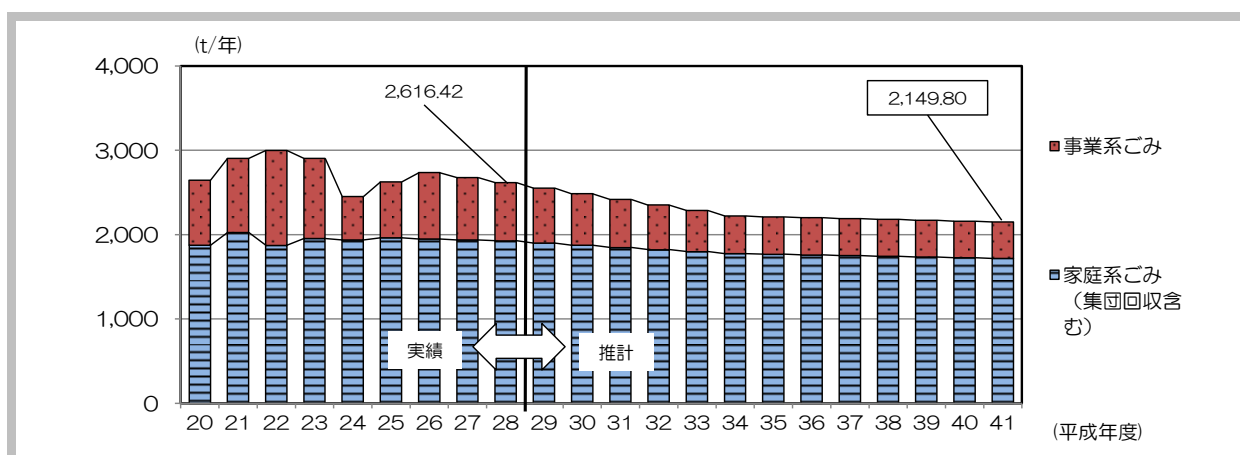


図 20 ごみ排出量の推移（目標推計）

4. 施策の体系

本町において、基本方針の「発生抑制・循環型利用・適正処分の推進」を柱とした施策を展開していくものとする。施策の体系は、図 21 に示すとおりである。

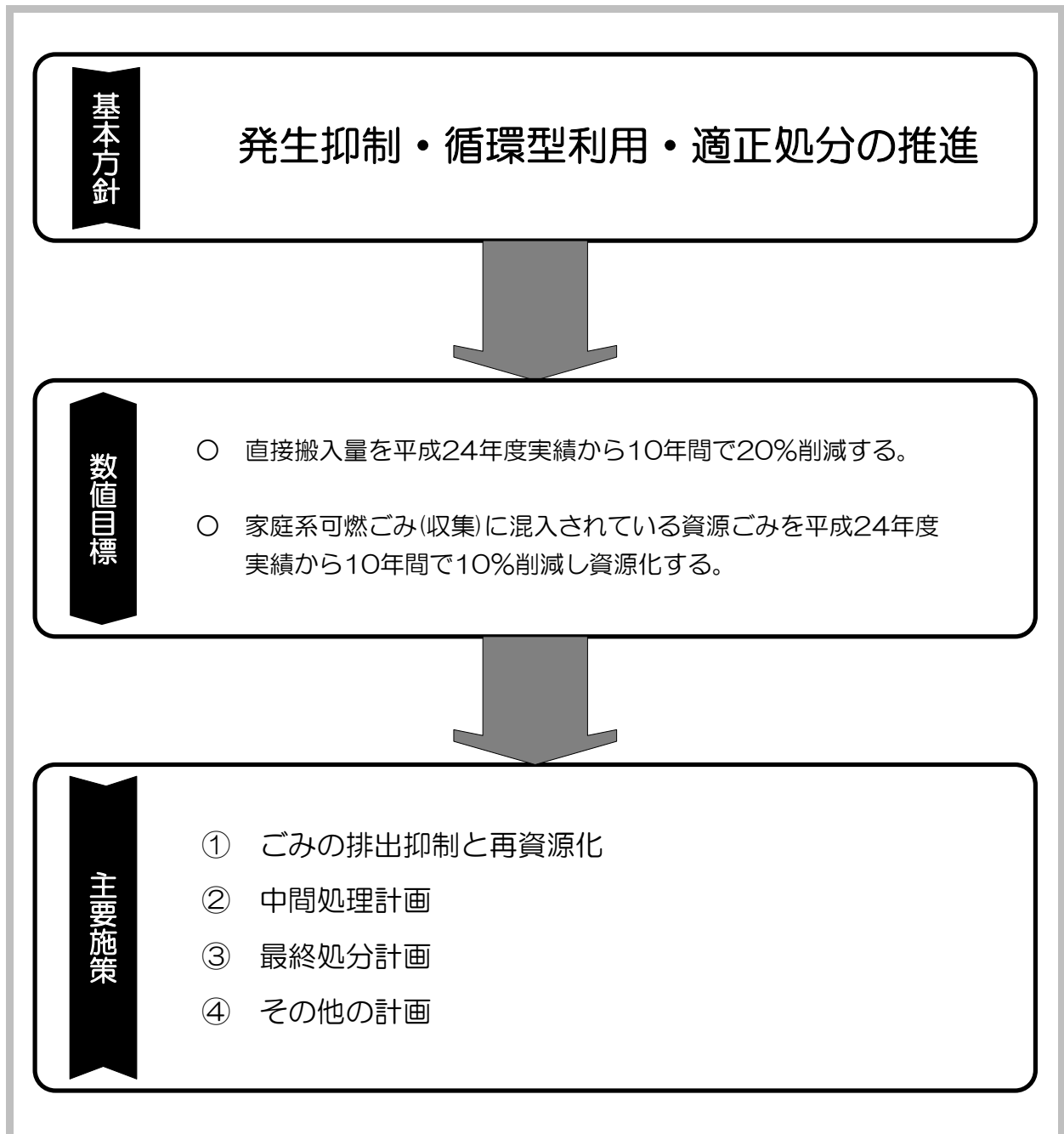


図 21 施策の体系

5. 主要施策と住民・事業者の取組み

(1) ごみの排出抑制と資源化

ごみの排出抑制と資源化の目標については「3. 計画の目標（1）目標値の設定」に示しているが、それ以外で目標達成のための取組みとして、下記に示すとおり実施していくものとする。

a. 住民の役割

住民は、廃棄物処理法において「ごみの減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。また、住民の意識改革は、排出抑制や資源化を推進するには必要不可欠なものである。

住民にできる排出抑制や資源化の方法は、表 31 に示すとおりである。

表 31 住民が実施する施策一覧

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活におけるごみ減量方法 <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品など安易な購入の見直し ・再生品の積極的な購入 ・リサイクルしやすい商品の購入 ・詰め替え商品の積極的な購入 ・過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請 ・買い物袋の持参 ・長期間利用可能な製品の購入 ・故障したら修理し、できるだけ長く使用 ・リサイクルショップ等の利用 ○ごみとしない資源物 <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収の利用 ・堆肥化容器やごみ処理機等の積極的な利用 ・家庭内でできる有効利用方法の検討 ・分別収集への協力 ○地域での取り組みへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収の積極的な参加 ・フリーマーケットやバザー等の利用 ○行政施策への協力・参加 <ul style="list-style-type: none"> ・住民どうしの情報交換 ・行政指導の理解と協力 ・行政が主催する企画への参加
--------	--

b. 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法において「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。

事業者の排出抑制や資源化の方法は、表 32 に示すとおりである。

表 32 事業者が実施する施策一覧

事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のでにくい商品企画設計 ・使用済み商品の再使用及び再生利用 ・従業員の意識改革 ○生ごみの堆肥化実施 ○長期間利用可能な製品の購入 ○紙等の有効利用促進 ○事業所内の資源物の資源化回収ルートを確立し、分別の徹底 ○再生品の積極的な利用 ○再生利用可能な製品の開発・材質表示 ○再生利用可能な梱包材の使用 ○再生品の生産・販売の拡大、技術開発 ○長期間使用可能な製品の開発、アフターケアの体制づくり ○過剰包装の自粛 ○資源回収方法や回収ルートの確立 ○簡易包装の推進 ○買い物袋の持参に対するサービス体制づくり ○店頭回収の実施 ○リサイクル可能な商品の販売や詰め替え商品の積極的な販売 ○家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理態勢の確立 ○分別収集の協力 ○行政施策の協力
-------------	--

c. 行政の役割

行政（本町及び施設組合）は、住民及び事業者に対して意識改革を進めるために、それらを支援する施策や啓発活動を行うものとし、自らごみを排出するものとして、率先してごみの排出抑制や資源化に取り組むものとする。

行政の排出抑制や資源化の方法は、表 33 に示すとおりである。

表 33 行政が実施する施策一覧

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○『発生抑制・循環型利用・適正処分の推進』の遂行 ○ごみ搬入者及び許可業者に対するごみ分別徹底指導 ○民間リサイクル業者の紹介 ○ごみ処理発生状況や費用等（各種データの客観的な情報公開） ○パンフレット、ポスターによる住民啓発活動 ○住民参加型の体験学習等の催し開催 ○事業者に対するごみ減量の指導 ○事業者に対しての再生品製造の啓発 ○資源団体回収の周知 ○店頭回収の推進 ○分別収集体制の確立及び適正処理の実施 ○循環型社会構築のための施設整備 ○住民や事業者とのネットワークづくり ○商店・企業へのごみ減量化の要請 ○庁舎内のごみ減量化対策の実施 ○庁舎内での積極的な再生品の利用 ○展開調査（ダンピング調査）の更なる強化
----	--

(2) 収集運搬計画

a. 基本方針

収集運搬について、家庭系ごみにおいては本町が、事業系ごみにおいては事業者自らが主体となっていくものとするが、臨時的または多量排出されるごみについては、排出者自らが施設に一般搬入するものとする。

b. 収集区域の範囲

収集区域は、泉州空港中地区を除く田尻町域とする。

c. 収集運搬の方法

収集運搬の方法は、現状どおりとする。

d. 収集運搬量

本町の収集運搬量は、表 34 に示すとおりである。

収集運搬量については減少する見込みである。

表 34 収集運搬量の見込み（目標）

(単位：t/年)

	実績	予想（目標）		
	H 2 8	H 3 4	H 3 7	H 4 1
収集運搬（家庭系）	1635.68	1579.24	1557.31	1526.96
可燃ごみ	1407.16	1352.06	1330.38	1300.85
資源ごみ	206.38	205.67	205.68	205.24
粗大ごみ	22.14	21.51	21.25	20.87

e. 収集運搬に関する施策

施策 1 収集運搬体制の継続

収集・運搬に関し、現在の収集頻度を維持するとともに、住民の利便性を考慮した回収方法を必要に応じ検討していく。

今後とも、収集・運搬に関する住民サービスの維持と、行政負担のバランスを考慮して収集・運搬体制を整備していくものとする。

施策 2 分別徹底の啓発・指導

排出や搬入されるごみの分別が徹底しないと、それぞれの処理施設での適正処理

に支障をきたしてしまふ。従つて、ごみ分別について住民啓発や事業者指導を行つていくものとする。

また、分別徹底の啓発や指導については、広報紙等を活用し啓発していくものとする。

(3) 中間処理計画

a. 基本方針

中間処理は、収集・運搬されたごみを減量化・資源化・安定化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程である。

従つて、今後ごみ処理が安全かつ安定的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行つていくものとする。

b. 中間処理の方法及び量

施設組合の中間処理は、可燃ごみが焼却施設にて焼却処理されている。また、粗大ごみ及び資源ごみの一部が破碎・選別処理して、資源物を資源化している。

施設組合における中間処理量（表 35）は、今後減少する見込みである。

表 35 施設組合における中間処理量の見込み（目標）

（単位：t/年）

	実績	予測（目標）		
	H28	H34	H37	H41
中間処理量（本組合合計）	49,059.82	45,654.78	44,781.65	43,496.21
焼却処理	46,718.79	43,701.05	42,964.30	41,829.40
破碎・選別処理（粗大ごみ）	2,341.03	1,953.73	1,817.35	1,666.81
中間処理量（泉佐野市、資源ごみ）	2,706.96	3,524.52	3,869.40	4,280.97
中間処理量（田尻町、資源ごみ）	209.58	208.75	208.72	208.24

※「焼却処理」量には、し尿処理汚泥や他の中間処理施設からの可燃残渣も含む。

c. 中間処理に関する施策

施策 1 新ごみ処理施設の整備推進

施設組合のごみ処理施設はそれぞれ稼働開始から 30 年以上を経過しており、各設備の老朽化が著しい状況にある。

平成 21 年度に泉佐野市が財政健全化計画を策定し、公共施設の維持管理の方向性が定められ、新施設の整備に関しては当面延期することとなった。これにより、現施設の長寿命化を図る中で近隣施設との広域処理も検討を重ねたが、処理量や経費の問題から不可能であるとの結論に至った。

こうして、新ごみ処理施設の整備が必要になり、概ね平成 39 年度から事業着手し、前のごみ処理基本計画において、平成 42 年度の供用開始をめざすことを記した。

以降、新ごみ処理施設の建設に向けて関係機関との調整を進める一方で、平成 27 年 3 月には「施設組合第二事業所長寿命化計画」を策定し、より効率的かつ合理的な長寿命化対策を講じてきた。

なお、前のごみ処理基本計画では、当該施設の建設予定候補地を本圏域内のりんくうタウン北地区としていたが、平成 28 年 3 月の「次期ごみ処理施設整備事業に伴う立地アセス検討業務報告書」などを経て、最適な候補地を泉佐野市上之郷にある旧泉佐野コスモポリス予定地とした。

今後は、平成 42 年度の新ごみ処理施設の供用開始に向けて、施設基本構想や循環型社会形成推進地域計画をはじめとする関係諸計画を策定し、事業推進を進めていくものとする。なお、その過程において、近隣自治体等との更なる広域処理の検討も含んだ上で、より効果的かつ合理的な方策の検討も進めていくものとする。

(4) 最終処分計画

a. 基本方針

現在、施設組合の焼却施設から発生した焼却残渣は、フェニックスで処分を委託している。今後も継続していくものとする。

b. 最終処分の方法及び量

最終処分の方法は、現状と同様に行うものとする。

施設組合の最終処分量（表 36）は、今後減少する見込みである。

表 36 施設組合の最終処分量の見込み（目標）

（単位：t/年）

	実績	予測（目標）		
	H28	H34	H37	H41
最終処分量（本組合合計）	6,357.00	5,496.86	5,194.23	4,810.70
最終処分量（泉佐野市）	5,966.97	5,255.55	4,965.68	4,598.07
最終処分量（田尻町）	339.63	241.31	228.55	212.63

c. 最終処分に関する施策

施策 1 安定的な最終処分の継続

施設組合の焼却施設から発生する焼却残渣は、フェニックスの最終処分場にて処分されているが、今後継続的に処分するためには、ごみの減量化及び資源化を図ることが不可欠としている。

従って、今後も適正処分を継続するとともに、最終処分量を削減するため、可燃ごみの排出者である住民や事業者の分別徹底を啓発・指導するとともに、施設組合の処理施設での減量化を引き続き行っていくこととする。

(5) その他の計画

a. 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物に関しては、地域防災計画などの防災に関する計画と整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画を整備し、災害時の円滑な広域的処理体制の構築を図るため、構成市町及び大阪府・近隣自治体との緊密な連携を図っていくとともに、より効果的で具体的な対策を講じる必要がある。

b. 施策推進のための体制づくり

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度が設けられている。

また、地域の廃棄物減量等推進員については、地域の一般廃棄物減量、再生利用の促進を図っていくためのリーダーとしての役割が求められている。

今後、ごみ処理について住民や事業者等の協力によるさらなるごみ減量や資源化の推進のため、施設組合及び泉佐野市との三者協働体制の構築を検討していくものとする。

c. 事業者への協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみを減量するため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について、施設組合及び泉佐野市と連携の上、関係各機関との調整を図るものとする。

d. 廃棄物再生事業者の協力

本町から排出されるごみの減量や再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。従って、必要に応じて協力できるような体制を構築していくものとする。

魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本町が搬入先と認めた施設（小島養殖漁業生産組合）において資源化を図っていく。

e. 不法投棄対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念されている。

本町においては、日常から不法投棄監視重点場所の見回りや、近隣市町、大阪府

及び警察等関係機関と連携して、パトロールを実施するとともに、防止看板の設置及び提供を行うなどの対策を図っていく。

f. 計画の進行管理

計画における目標を達成するためには、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要がある。

また、廃棄物を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられる。そのため、計画の進捗状況はPDCAサイクルなどを用いて点検する。

点検は、数値目標の進捗状況の分析・評価を行い、問題点について整理する。これにより課題を明確に把握し、取り組みに反映させるとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

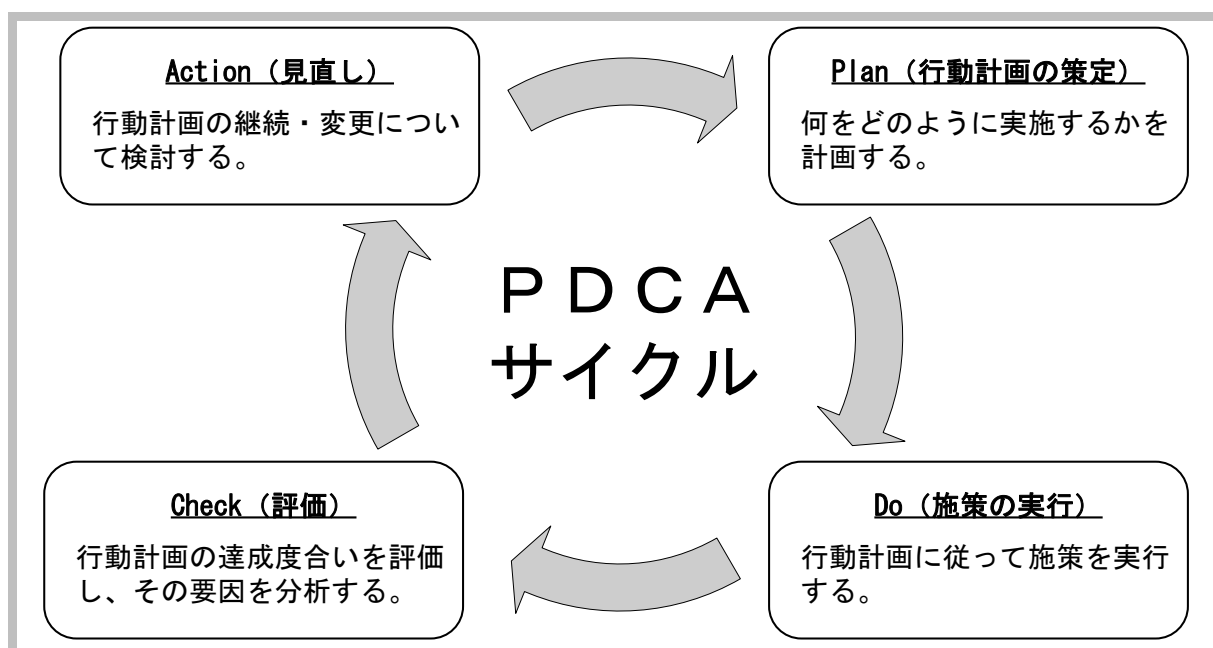


図 56 PDCAサイクル(イメージ図)

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成30年3月 策定

田尻町

〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375 番地 1

電話 072-466-5005
